

令和2年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和2年6月11日			
招集場所	野洲市役所議場			
応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志		
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明		
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子		
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行		
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮		
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗		
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子		
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴		
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男		
不応招議員	なし			
出席議員	応招議員に同じ			
欠席議員	なし			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	川端 美香	市立野洲病院事務部長	吉川 武克
総務部長	市木 不二男	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悅男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了惠
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	大橋 幸司	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第56号から議第106号まで

(専決処分につき承認を求めるについて (令和元年度野洲市一般

会計補正予算 (第16号) 他50件)

質疑

第3 議第56号から議第69号まで及び議第80号から議第106号まで

(専決処分につき承認を求めるについて (令和元年度野洲市一般

会計補正予算 (第16号) 他40件)

討論、採決

第4 議第70号から議第79号まで

(令和2年度野洲市一般会計補正予算 (第6号) 他9件)

常任委員会付託

第5 議第107号から議第111号まで

(専決処分につき承認を求めるについて (野洲市長等の期末手当

の支給の特例に関する条例) 他4件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長 (岩井智恵子君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事進行に当たりまして、新型コロナウイルス感染防止の観点から、マスクを着用しての発言、また換気のために暫時休憩を取って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は6月4日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（岩井智恵子君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第17番、荒川泰宏議員、第18番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（岩井智恵子君）　日程第2、議第56号から議第106号まで（専決処分につき承認を求めるについて「令和元年度野洲市一般会計補正予算（第16号）」）外50件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、第14番、野並享子議員。

野並議員。

○14番（野並享子君）　おはようございます。議第64号専決処分につき承認を求めるについて、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

3,095万2,000円の補正予算が4月補正で専決して出されています。歳入として、財政調整基金繰入金を2,935万2,000円と、国庫負担金や繰越金が充てられました。事業としては、生活支援緊急給付金の創設が行われ、児童扶養手当や就学援助受給者世帯に347世帯、508人に対して、5月14日に1世帯3万円と、子ども1人1万円が第1弾として支給されました。郵便代や振込手数料も含め1,561万2,838円です。野洲市は、国がもたらしている中で、いち早く手立てをされ、大いに評価をしたいと思います。

市の5月19日の説明資料では、4月から6月に新たに対象者となった世帯に対して、7月に第2弾として支給することになっています。これはどのぐらいの規模なのか、お尋ねをいたします。

次に、1学期分の就学援助の申請をした方には7月支給となります、今後も2学期に申請される方なども含め、予算に縛られることなく受け入れをされるのか、お尋ねいたします。

次に、この新型コロナの影響はまだまだ続く状況で、就学援助の申請を呼びかけ、生活

を守っていくことは行政として必要です。今回の給付金は1回限りとなっており、継続的な支援が必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。

次に、つなぎ資金は3万円で200人と予算計上されていますが、現在どれだけの方が申請されたのか、また申請の対象期間は7月31日となっていますが、延長は考えられないのかお尋ねいたします。まだまだ経済の回復はなく、収入は回復していません。1回限りではなく、再度の支給の検討が必要ではないかと思いますが、お尋ねいたします。

さらに、住宅支援は30世帯の予算になっていますが、現在はどれだけ申請され、幾らの支出になっているのか、経済が回復していない中、3か月だけでなく、まだまだ支援が必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　おはようございます。市民部の長尾でございます。本日が初めてございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、野並享子議員の専決処分につき承認を求めるについてのご質問にお答えいたします。

1点目の、児童扶養手当及び就学援助費受給世帯に対する生活支援緊急給付金の7月支給の対象者の規模につきましては、5月分及び6月分の児童扶養手当受給資格者の認定を受けた世帯が11、支給対象者の子が16人、また、1学期分の就学援助費の支給対象者の子が33人の見込みとなっております。

今後は、ほかの生活支援緊急給付金との重複や、児童扶養手当受給世帯と就学援助費受給世帯との給付金受給が重複しない等の精査を行い、速やかな支給に努めたいと思っております。

2点目の、2学期に申請される方を含めた今後の支給対応につきましては、第2弾であります7月の支給をもって、児童扶養手当及び就学援助費受給世帯に対する生活支援緊急給付金は終了となります。

今後につきましては、経済状況や国の交付金情報等を精査し、既に給付した方を含めて、必要に応じて新しい生活困窮者支援策を検討していきたいと考えております。

3点目の継続的な支援とのご質問ですが、市としては、生活困窮者支援につきましては、市民生活相談課を中心として府内の他の関係所属を含め、総合的かつ継続的な対応を実施しているところであります。現時点では児童扶養手当及び就学援助費受給世帯に対する生活支援緊急給付金を再度実施する予定はありません。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、今後につきましては経済状況や国の交付金情報等を精査し、既に給付した方も含めて、必要に応じて新しい生活困窮者支援策を検討していきたいと考えております。

4点目になります。4点目の生活福祉資金特例貸付けに伴う生活支援緊急給付金につきましては、6月8日時点で申請者が88名、支給額が264万円の実績となっております。申請期間につきましては、国の特例貸付けの申請期限が令和2年7月31日のため、市の申請期間も同じく令和2年7月31日としていましたが、国の令和2年度厚生労働省第2次補正予算案において、国の申請期限を9月末まで2か月間延長する方針が示されているところから、国において延長が決定されれば、市の申請期限も併せて延長する予定です。

また、再度の支給につきましては、特例貸付けの緊急小口資金自体が1回限りであること、その後の生活立て直しが必要な方には総合支援資金貸付制度が別に整備されているので、こちらを活用するとともに、ただし今後の経済状況や国の交付金情報等を精査し、既に給付した方を含めて、必要に応じて新しい生活困窮者支援策を今後検討していきたいと考えております。

5点目の、住居を確保するための生活支援緊急給付金につきましては、6月8日時点で7世帯が決定し、執行予定額は48万3,000円となっております。

なお、今後の支援につきましては、先ほどと同様に、国の制度である住居確保給付金や国の交付金情報等を注視し、必要に応じて新しい生活困窮者支援策を検討したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君）　野並議員。

○14番（野並享子君）　今この状況ですと、予算として2,935万2,000円の予算でいっていますが、余ってくるのと違いますか。9月末までつなぎ資金を延長していくということですが、200人の予定でいっていましたよね、予算で。200人で3万円で二三が600万円ということですが、今264万円ということですから、大分予算も余ってくるんではないかというふうにも思うんですが、9月まで延ばしはすることによって、大体予定ぐらいの200人ぐらいの予定になるという見込みはわからんのですか。どういうふうな状況になっていますでしょうか。

しかも、これ1回限りですからね。今さっき言われた国の総合資金を活用してほしいとか、何かそんな話をされたみたいなんんですけども、そういうふうなメニューがあるという

ことを、この今 88 人が受けられたんですけども、その方に国ではまだこういうふうなものがありますよというふうなお知らせというのか、そういうふうなものも連絡をしてあげないと、国はぶわっといっぱいあるんですけども、該当するのかしないのかというのがある一覧表見ていたんでは分からないんですよ。ですから、本当にきめ細かなお知らせをしてあげないとあかんと思いますので、児童扶養手当もらってはる人とか、就学援助とかいうのは、これはもうずっと毎月お金が入っていますし、行政としてもちゃんと掌握はされていると思うんです。それはされているのでいいと思うんですけども、しかし、その次のこの部分に関しては、やはりもうちょっときめ細かな部分、住宅支援も 30 世帯の予算になっていますよね。30 世帯で 360 万の予算になっていますけども、今 7 世帯で 48 万円、かなり予算よりかは少ないとということは、これもなかなか制度をつくられて、行政としてはやっておられるんですが、これも行き渡っていないのかなというふうなそういうふうな思いがするんですけども、ここら辺りはどういうふうな形の PR というのかお知らせというのか、そういう手だてはどういうふうにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、全体的な PR のことでございますが、いずれにしましても皆さん生活困窮相談等をされているときに、それぞれに市のほうで把握している今の申し上げたような制度につきましては、ご相談のときにご案内をさせていただいているところでございます。

それで、あと住宅のほうではございますが、今回今申し上げた数字につきましては、市のオリジナルの制度での適用例でございます。国のほうではもともと住宅の確保給付金というものがございますので、それは国のほうのお金を使ってこちらのほうで対応させていただいているところでございますので、そちらのほうが 8 世帯しておるところでございます。

あと周知のほうにつきましては、既に市民の皆様には全戸回覧等をさせていただいたので周知をさせていただいておるところです。

そして、あと総合支援資金というものを社協で現在受け付けしているのでございますが、これも国の方針が今回変わりまして、コロナの対策のほうでもできるということで、もちろん、この見解も先ほど申し上げましたとおり、まだまだ生活困窮の状態が続いているようなところでご相談いただいた場合は、こちらのほうでまた対応はさせていただいているところでございます。

ご質問は以上の内容で網羅していましたかね。ほかございませんでしたか。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 生活相談に来られた方とか回覧でとかいうふうな状況ですが、野洲、結構賃貸で暮らしておられる方って多いですよね。なかなか困窮というところ辺が、基準として食うものもないというふうなそんなんではなくて、とにかく大変な生活になっているというぐらいの人も、こういうのを活用できるというような制度にしていかんとあかんと思うんです。せっかく予算を見込んでされたんですから、まだまだ本当経済は回復はしていませんので、入ってくる収入も少ない、どういう形になっているのか、在宅ワークされている方、給料がもう8掛けでしかくれない、2割カットという形で、今回このコロナの影響でいろんな形でサラリーマンの人もそういうふうな収入が減ってしまっている、大変という状況にもなっていますので、だからそういった人たちも家賃やらは払っていかんならんという中で活用ができるんじゃないかなというふうな思いもするんです。けども、何か生活保護に行かなければならないぐらいのボーダーラインみたいな、そういう方たちのイメージを持つと、その収入が2割カットされて大変になっているという、そんな方はなかなかこういうところにまで発想がいかないというふうな思いもあるので、だからやはり借家でお住まいの方にとって、そういう収入減になったというのは、たちまち生活が大変になっているので、もう3月、4月、5月が在宅ワーク、2割カットですから、30万円もらってはった人やった6万円カット、カット、カットになっていますから、だからそういった人たちも含めて、本当に大変な状況になっているんじゃないかなという思いもしますので、行政としてはいろんな形でサポートしているよというアピールが必要なんではないかなというふうに思いますので、何かそういう対策をしていただけないでしょうか。賃貸に住んでおられるところにビルを入れるとか、困っておられませんかとかいうふうなものができないかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。そういう人は対象にはなりませんか、なりますか。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 市民部の長尾です。

今回のコロナの関係で、生活困窮されている方、いろんなパターンがございます。議員がおっしゃっておられるのは賃貸のケース、多分そうなってくるとローンの方も当然出てくると思います。いろんなケースがありますので、一旦は市民生活相談課のほうでいろんな相談を受けさせていただいて、一番その方にとって100点取れるかどうか分かりませ

んが、できるだけいい方法を早期検討していきます。

先ほども答弁で申し上げましたとおり、新しい生活困窮者支援策ということを何回か答弁で申し上げたと思うんですけれども、その中でまた含めて、具体的にどうするということが、ちょっと今現時点ではできませんけれども、議員さんの貴重なご意見も参考にさせていただきまして、今後考えていきたいと思っております。

○議長（岩井智恵子君）　野並議員。

○14番（野並享子君）　本当に大変な生活になっているだろうと思いますので、せっかく予算を組んでおられるので、大いに活用がされていくことのほうがいいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岩井智恵子君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（岩井智恵子君）　日程第3、議第56号から議第69号まで及び議第80号から議第106号まで（専決処分につき承認を求めるについて「令和元年度野洲市一般会計補正予算（第16号）」）外40件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第56号から議第69号まで及び議第80号から議第106号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君）　異議なしと認めます。よって、議第56号から議第69号まで及び議第80号から議第106号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第56号から議第69号まで及び議第80号から議第106号までの各議案について、通告による討論はございませんでした。よって、討論を終結いたします。

これより、議第56号から議第69号まで及び議第80号から議第106号までについて、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第56号専決処分につき承認を求めるについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第16号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第56号は原案のとおり承認されました。

次に、議第57号専決処分につき承認を求めるについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第17号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第57号は原案のとおり承認されました。

次に、議第58号専決処分につき承認を求めるについて（令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第58号は原案のとおり承認されました。

次に、議第59号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第59号は原案のとおり承認されました。

次に、議第60号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第60号は原案のとおり承認されました。

次に、議第61号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第61号は原案のとおり承認されました。

次に、議第62号専決処分につき承認を求めるについて（令和2年度野洲市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第62号は原案のとおり承認されました。

次に、議第63号専決処分につき承認を求めるについて（令和2年度野洲市一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第63号は原案のとおり承認されました。

次に、議第64号専決処分につき承認を求めるについて（令和2年度野洲市一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第64号は原案のとおり承認されました。

次に、議第65号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第65号は原案のとおり承認されました。

次に、議第66号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市介護保険条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第66号は原案のとおり承認されました。

次に、議第67号専決処分につき承認を求めるについて（令和2年度野洲市一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第67号は原案のとおり承認されました。

次に、議第68号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第68号は原案のとおり承認されました。

次に、議第69号専決処分につき承認を求めるについて（令和2年度野洲市一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第69号は原案のとおり承認されました。

次に、議第80号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めるについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第80号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第81号から議第106号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて外26件について、一括して採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。

議第81号から議第106号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて外26件について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

議第81号から議第106号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第81号から議第106号までは原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程第4)

○議長（岩井智恵子君）　日程第4、議第70号から議第79号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）外9件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第79号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長（岩井智恵子君）　日程第5、議第107号から議第111号まで、専決処分につき承認を求めるについて（野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例）外4件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（田中千晴君）　皆さん、おはようございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議第107号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例）、議第108号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）外補正予算3件。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君）　議員の皆さん、おはようございます。

それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案といたしましては、専決処分につき承認を求めるごとに1件、補正予算4件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議第107号専決処分につき承認を求めるについて、ご説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に関する対策経費の一助とするため、市長及び教育長の令和2年6月期末手当の全額返上を表明したことに伴い、6月期末手当の基準日である6月1日までに市長及び教育長の期末手当の額をゼロとする野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例を制定する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものと、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもので

す。

内容は、令和2年6月1日を基準日とする市長及び教育長の期末手当の額を、野洲市長等の給与及び旅費に関する条例第2条第2項の規定にかかわらず、ゼロとするものです。

なお、本条例は令和2年5月29日から施行します。

次に、議第108号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに1億739万6,000円を増額します。

歳出の内容は、全て新型コロナ感染症対策に関連したものとなります。

総務費の特別職給与費においては、市長の6月期末手当全額返上に伴い、特別職期末手当及び共済組合費を減額します。

民生費の生活困窮者支援事業費においては、奨学金等を受ける大学生等への生活支援緊急給付金制度の創設に伴う給付金及び事務費を、介護保険事業特別会計繰出金においては、対策費用に係る繰出金を、公立保育所・こども園運営費においては、給食時の飛沫飛散防止対策としてエチケットパネルの購入費を追加します。

衛生費の市立病院整備推進事業費においては、対策費用に係る病院事業会計補助金を追加します。

商工費の商工振興事業費においては、市民の生活を支援し、地域経済の回復及び活性化を図るため、プレミアム付商品券発行事業費を追加します。

消防費の災害対策事業費においては、マスクや避難所用間仕切り等の購入費を追加します。

教育費の教育長給与費においては、教育長の6月期末手当全額返上に伴い、特別職期末手当及び共済組合費を減額します。

小学校管理運営費及び中学校管理運営費においては、エアコン未設置の特別教室に設置するスポットクーラー賃借料を、幼稚園管理運営費においては、給食時の飛沫飛散防止対策としてエチケットパネルの購入費を追加します。

これに対する主な歳入は、国庫支出金においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加し、分担金及び負担金においては、学校給食負担金を、収支の財源調整として財政調整基金繰入金をそれぞれ減額します。

また、新型コロナウイルス感染症対策のための寄附金を追加計上します。

議第109号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、

ご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに10万円を増額します。

歳出の内容は、先に条例改正の提案をしている新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の対象とならない国民健康保険被保険者であって、自営業等で収入を得ている人のうち、新型コロナウイルス感染症の罹患による療養のため、主たる収入を得るために活動ができないなかった被保険者に対して、新たに定額の傷病見舞金を支給するための予算を保健事業費に追加するものです。

歳入では、国民健康保険財政調整基金から同額を繰り入れます。

議第110号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに84万9,000円を増額します。

歳出の内容は、新型コロナウイルス感染症対応として、介護認定審査会のテレビ会議化に要する費用と、介護認定調査等に用いる難聴者の聞こえを助けるスピーカーシステム購入に係る費用を追加します。

これに対する歳入は、一般会計からの繰入金を追加します。

最後に、議第111号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

市立野洲病院における新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来用の仮設プレハブの設置、感染防止のための消毒薬や医師・看護師用の防護服等の購入、また病院職員が濃厚接触者となった場合の隔離・待機部屋の確保を行うため、所要の経費を計上します。

なお、本経費に対しては、一般会計からの補助金を追加いたします。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております議第107号から議第111号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

稻垣議員。

議案質疑受付のため、暫時休憩いたします。議員及び執行部の皆さんお自席でお待ちください。再開は追ってお知らせいたします。

（午前 9時40分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、稻垣誠亮議員。

○10番（稻垣誠亮君） それでは、議第111号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑を行わせていただきます。計上されている感染防止対策として、今回発熱外来の設置、濃厚接触職員隔離、待機部屋の確保、消毒液、防護服などの購入予算について、関連して以下の質問を行います。

なお、本件通告は成長していく病院という姿勢を明確にするため行うものであります。

それでは、7点質疑をさせていただきますので、順次発言していきます。

まず1番目ですが、今回設置する発熱外来の標榜する受付時間をお伺いいたします。

2番目ですが、発熱外来の新設場所についてお伺いいたします。

3番目ですが、発熱外来のソーシャルディスタンシングについて、適正距離はどのようにしているか、お伺いいたします。

4番目ですが、発熱外来の換気はどのようにしているか、お伺いいたします。

そして5番目ですが、今回担当される医療従事者の医師手当、看護師手当、医療技術員手当、事務員手当、労務員手当が1日当たり500円と伺っておりますが、発熱外来に来られる患者に対して、鼻咽頭拭い液採取等の処置を行うことになると思慮しますが、感染リスクを考えると、少なくとも医師、看護師はほかの職種と比較してよりリスクを負うことが当然想定されます。まず、この点の確認を踏まえ、少なくとも医師、看護師については手当の引き上げを求めたいと思いますが、お伺いいたします。

6番目ですが、今回発熱外来を対応する医師は何名体制となっているのか、お伺いいたします。

最後の7番目ですが、発熱外来へ患者が訪れる際、対応する職員用のM95マスクの確保は既にできているでしょうか。また、今回の購入物品に入っているのでしょうか、お伺いいたします。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井智恵子君） 吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） それでは、ただいま稻垣議員からのご質問にお答えしてまいります。

まず、1点目の発熱外来の受付時間でございますけれども、平日の午後1時半から4時

でございます。

それから、2番目の場所ですけれども、病院は8時半ぐらいから患者さんお見えになるんですけども、一旦そこで、入り口の場面で発熱をチェックします。発熱のある方については、今回予算計上しております仮設のプレハブで、そこで入っていただいて、そこで看護師による問診を受けて、コロナの疑いがあるという方については、先ほど申し上げた時間帯での受診をお願いしています。そのときに入っていただく部屋は救急室ということになります。ほかの患者さんと接触しないように、そこは動線を分けて対応しております。

それから、発熱外来のソーシャルディスタンシングということですけれども、基本的に言われているのは2メーター程度と言われていますけれども、院内では、例えば待合の椅子の設置について、ご覧いただくと分かるんですけれども、1つ置きとか、そういうって詰めないように配慮をしています。

それから換気の件ですけれども、必要に応じて換気をするわけですけれども、基本的には消毒が主になります。これは、毎日接触されるようなところについては、発熱の外来の患者さんが来る来ないにかかわらず、椅子など常に消毒しておりますし、そういういた疑いのある患者さん、あるいは救急室に入られた場合には入念に消毒するということになります。

それから、手当500円の件ですけれども、当院ではPCR検査は基本的には行いません。医師によって、疑いのある方については相談センターのほうと連絡を取ってPCR検査を適切な検査できる体制の病院へ行っていただくと、こういう流れになっておりますので、ちょっと、そこは若干違うのかなという思いはありますが、いずれにしましてもコロナの患者さんが来るリスクは確かにありますので、ここについては500円が相当というふうに考えておりまし、感染については日常的病院ですので、コロナに限らずいろんな感染がありますので、その辺は日常的に、何といいますか情報や知識を得た上で対応に当たっているというものでございます。したがいまして、手当の引上げについては考えておりません。

それから、何名体制の医師、医師の人数ですけれども、先ほど申しましたように、平日でございますので常勤医師、内科の先生1名を充てております。

それから、N95マスクの件ですけれども、N95のマスクについては十分確保しております。

今回のということですけれども、なければ買いますし、必要なものを十分対応できるも

のをそろえているというものですから、N95のマスクだけには限っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稻垣誠亮君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

N95マスク、既に数量お持ちだということで、こちらの微粒子用のマスクのことなんですが、粒子状の物質の吸入防止に大変効果を発揮して、結核、SARSなどの感染防止にも大変効果を上げたことから、今回このマスクが医療関係でも大変期待されています。

それでは、今の部長の答弁を受けまして、3点再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど、標榜の時間については13時半から16時というふうにお伺いしましたが、時間外に、例えば16時以降とかに、時間外に患者さんが来られた場合の対応についてはどのような流れになるのか、お伺いできればと思います。

2番目ですが、1日当たり500円と伺っていますが、では、この根拠について、もし何か他病院等の例も参考にされているとは思うんですが、より何か具体的な回答をお願いしたいと思います。

あとPCR検査が、今回本院では発熱外来を設置されるということだったので、私の調査不足なんですが、先ほど申し上げました鼻咽頭拭い液等の採取等の処置を行うものと考えていたんですが、この処置がPCR検査が、準ずる処置ができない理由についてちょっと、もし、お伺いできればと思います。

以上、3点になりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井智恵子君） 吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） それでは、ただいま3点伺いましたので、順次お答えさせていただきます。

まず時間外の対応ですけれども、当然院内に対応できるドクターがいれば対応は可能ですかねでも、外来の受付時間としては、先ほど申し上げた時間帯で受け付けているということです。

それから、夜間とかそういう場合も想定されますけれども、そういった当直の先生もいらっしゃいますが、内科以外とか、いろんな十分体制が取れませんので、そういった場合には対応できる病院をご案内するとか、そういう体制になります。

それと500円の手当の根拠ですけれども、これは規程に示しているものでして、50

0円が適切な価格かどうかというところは、根拠というとなかなか難しいんですけども、県内の他の病院、こういった感染症の病床を持っている病院など参考に聞いたところでは、300円から500円以内というふうに聞いておりまして、若干そこは、当院ではむしろ金額的には手当としては十分かなというふうに考えております。

それからPCR検査が当院でできない理由ということですけども、そもそもキットがうちにありません。うちといいますか当院にありますのが、保健所からPCR検査のキットを預かっている分は確かにあります。これは入院患者さんがもしかとか、あるいは職員とか、そういう場合のことを想定しておりますと、外来の患者さん用にはPCR検査用のキットを使う予定はありませんので、そういうことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 若干情報を追加しておきます。今課題になっていることですから。ただ、議案質疑でここまでなぜ聞いておられるのか、よく分からんんですけど、基本的なことを理解しておられないんじゃないかなと思って。

まず、感染症対応の病院、大津市民とかとは野洲病院は全く市立は違います。

PCR検査も、もともとは県の衛生センターでやっている。国でさえも最初は国立感染症研究所でしかやってなかつて、県も弱いからというので私たち大分要望して、ようやく県の総合病院とかでやっているわけとして、野洲市立ではそこは対応できない。検査ができるのはどこか知つておられますか、実際は。検体を取るというのと検査をやるのは全然別物なので、だからまず検体を取るということができる場合は、検査機関とつながってない駄目です。だから、今までの県のやり方は、保健所内で検体を取つて、県のセンターへ運んで、そこで解析をしていたと。今、県総合で始まっていますけども、あれはどこでやっているかご存じなのか。ご存じですかね。どこで。ようやく検体を取れるようになつたわけで、施設がないのでドライブスルーでやっているわけで、今長浜市民も始めました。

ドライブスルーでやっているというのは、ファストフードでドライブスルーと違うんです。施設がないので屋外でやるということのドライブスルーで、感染防止のドライブスルーです。今県のセンターでやっているのは、ぎりぎり75件しかできないから、ようやく滋賀医大が機械を確保というか、もともと持つてるので20件、県の総合病院では検体を取るだけしかできていません。どこへ送つているといったら、東京へ送つているわけです。その前に草津総合で始まりました。草津総合のは京都へ送つている。まして、だから、よ

うやく県総合とか草津総合でできるわけであって、野洲市立てやることは、熱があった場合、おそれがあつたら、きつと指定されている機関に紹介するということなので、質問されるんだったら、もうちょっとその辺りもきつと踏まえた上でやっていただきたい。だから、手当もこれで十分ということです。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稻垣誠亮君） ありがとうございました。

この手当についてなんですが、いずれにせよ、先ほど患者、2メートルソーシャルディスタンシングについては適正距離をあつたほうがいいというふうに部長から答弁を受けましたが、当然この担当する医療従事者の、特に医師、看護師については接近して対応することには間違いないと思うので、やはりこの手当については、1日当たり3,000円ぐらいは出してあげるべきなんじゃないのかなというふうにはちょっと考えていました。

先ほど300円から500円という説明を受けたんですが、これは500円を超える病院は、聞いた限りではそんなに出している病院はないというふうなことなんでしょうか。ちょっと分からなかつたので、もう一度説明をお願いいたします。

あと、次の2点目でちょっと終わりたいと思っているんですが、本市の市立病院では、採取は体制が整っていないということだったんですが、ただ、そうはいいましてもキットは入手は以前よりもしやすくなっているとは思いますが、人員体制が今後整つた場合、今後この流行、感染流行はいまだ終わりが見えてなくて、長期化することも大変予想されますので、病院内で体制を整備して検体検査を行う方向というのは全くもうないのか、それとも可能性があるのか、そこだけ、その2点説明をいただけたらありがたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） まず手当の話ですけれども、手当につきましては、お金を出す、手当を出すというよりも、職員の安全を守るほうが大事だと思っています。例えばゴーグルとかマスク、さっきおっしゃったやつ、N95マスクとかゴーグル、それから手袋、それからガウン、接触しないような、そういうものをきつとそろえることによって、濃厚接触には該当しないということになりますから、そういう職員とか医師の安全を守るためのほうが私は大事だと思っています。

それに加えて、今回コロナ対策としての、確かにリスクはありますので、そういう意味では、感染症の病床を持った病院の手当を参考にしているわけです。逆に、3,000円の根拠が私には逆に分からぬと思います。

それから、PCR検査のことだと思いますけれども、今後の動きにつきましては、そもそも、この動きは県のほうから、検疫ですね、保健所の指導のもとに病院は動くものですから、病院単体で動くわけではありませんので、そういった保健所の指導、県の指導のもとにその役割を果たしていくというのが本院の役割だというふうに考えておりますし、必要であれば、そういうことも将来はあるかもわかりません。

以上、お答えといたします。

○10番（稻垣誠亮君） ありがとうございました。以上で終わりですね。第2波に備えて頑張っていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第107号から議第111号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 異議なしと認めます。よって、議第107号から議第111号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第107号から議第111号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

工藤議員。

暫時休憩いたします。議員並びに執行部の皆様は自席でお待ちください。再開は追って連絡をいたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、議第107号、専決15号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例について、賛成の立場で発言いたします。

今回の条例提案は、新型コロナウイルス感染症対策の継続に向けた経費の財源捻出として、市長及び教育長の6月期末手当をゼロとするものです。

新型コロナウイルスが世界で猛威を振るう中、日本においては緊急事態宣言が5月25日に解除されました。しかし、全国での感染者は現在1万7,900人を超えて、亡くなられた方も、今朝の時点で938人に上っております。いまだ感染者は増えています。

滋賀県においては感染者100人、死亡者が1名、当野洲市では3名の感染者がありました。亡くなられた方へは哀悼の意を表し、いまだ入院を余儀なくされている皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

さて、国からの自粛要請に伴い、教育、経済、社会活動に経験したことのない対応により、市民の生活は想像を超えた大打撃を受けています。市として、ここまで各種の緊急支援策を講じられてきてはいますが、今後も新型コロナウイルス感染症対策は長期間の対応が必要です。しかし、市独自での対応には財政面で限度があり、国がコロナ対策最優先で、自粛と一体の補償、これを柱に進めるべきです。

提案された市長及び教育長の期末手当ゼロに、思いは尊重しますが、本来新型コロナ対策は国の財政で対応すべきことであり、同時に市民の命と暮らしを守る自治体の責任でもあります。しかるに、新型コロナウイルス感染症対策の財源確保で、全国的に自治体首長や議員の給与、報酬、一時金を減額する自治体が広がっています。

このような動き、背景のもと、本市でも今回の市長、教育長の期末手当ゼロの提案がされました。

先ほど言いましたように、市長、教育長の思いは否定するものではありませんが、この際コロナ対策の基本を押さえておくことは重要です。例えば、国の定額給付金では、広島県知事が県職員に対して、給付金10万円の寄附を求めるがごとくの主張をしました。また、兵庫県加西市では、全職員の寄附を前提とした基金新設の予算化を行うことが明らかになりました。さすがに、これらは職員のみならず、県民、市民からも批判が出ています。

よって、大事なことは、1点目は、コロナ対策の財源措置は国の責任であることを明確にし、国においては大型公共事業や兵器の爆買いなどの不要不急の支出を見直すこと、また、かつて経験したことがない非常時のもと、巨額の対策費用が必要であることは事実であり、期間が限定された国債の発行はあり得ることです。そして、将来の財政見通しを明確にして対応することです。また、自治体においても不要不急の財源を見直すことです。

2点目は、財源確保に市長、教育長が期末手当を返上することとするその思いを、先ほ

どと同じように否定するものではありません。これが極端に走りますと、先に言いましたように職員に寄附を募る、職員は寄附をすべきもの、ひいては職員のみならず、市民全体にこのような社会的風潮を作ることは必ずしも適切なものではありません。

3点目には、我々市民が思うことは、行うことは、市民の暮らしと営業、ひいては自治体財政を守るために、例えば定額給付金は市内で消費を行い、地域経済活性化に貢献することが最も効果的と考えます。

以上、市長、教育長はこのことを留意された上で、今後さらなる市民の暮らしと財源対策を講じられることを求めまして、議第107号の賛成討論とします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第107号専決処分につき承認を求めるについて（野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第107号は原案のとおり承認されました。

次に、議第108号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議第109号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議第110号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議第111号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第111号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました議第108号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）及び議第109号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、当初提案されている議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）及び議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）よりも先に議決することにより、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を要することとなりました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議第108号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）及び議第109号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩井智恵子君） 異議なしと認めます。よって、議第108号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）及び議第109号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任いただくことに決しました。

(日程第6)

○議長（岩井智恵子君） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番山本剛です。

質問に先立ちまして、今回の新型コロナウイルスの感染により亡くなられた方々に対して、ご冥福を申し上げます。そしてまた、現在入院して治療中の方に対して、お見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染拡大と人権課題について質問をいたします。

新型コロナウイルス、C O V I D – 1 9 の感染拡大が世界規模で起こり、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしました。6月1日現在で世界の感染者数は607万人を超え、亡くなった方々は37万人近いと把握をされております。

日本においては、緊急事態宣言が今年の4月7日に出され、私たちの生活は激変しました。滋賀県においても感染者数は100人、亡くなった方が1人おられます。また、野洲市においても感染した人が出ております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、今までにないことが多く起こってきています。今は落ち着いてきておりますけれども、一時はマスクの高騰と品不足が問題となり、国からマスクが配布されるようになりました。また、消毒薬も不足した時期もあったと聞いております。不要不急な外出の自粛、そして3密、密集、密接、密閉を避けるために、公共施設、例えば図書館やホール、体育館などの臨時休館も行われました。公共施設だけではなく、民間の飲食店なども来客が激減し、持ち帰りの弁当販売などをされているところも多くあります。そして、非正規労働者をはじめ、正規で働いていた人で職を失った人も多くいます。収入が激減した人も同じく多くいます。その結果として、生活困窮者が増加をしているということです。

また、今述べました3密の密集、密接を避けるということでソーシャルディスタンス、公共施設などの座席で一定の距離を空ける、スーパーなどのレジでも客が一定の距離を取って並ぶということもなされております。影響は広範囲で、年齢などに関係なく及んでおります。団体などにおいても、総会やイベントの中止が続出しております。総会については書面議決が増えています。そして子どもたちも影響を受けております。野洲市においても、小中学校は3月下旬から5月末日まで休校となりました。その間、プリントやウェブで学習がされておりましたけれども、やはり、子どもにとって学校に行くことが大切であります。友達と出会い、一緒に学び、遊ぶ時間が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により奪われてしまいました。また、卒業式も野洲市においても参加者をかなり絞って

開催されました。入学式も同様で、新学期が始まって、すぐに休校となってしまったため、例年どおりの開催ができませんでした。6月1日から、ようやく学校は再開し、登下校時に子どもの姿が見られるようになりました。また、働き方についても変化が起こりました。在宅勤務、いわゆるテレワークが増えました。会議についてもウェブ会議が広がりました。

このように、様々な変化のもと、新型コロナウイルスの感染拡大に関して、人権侵害が出てきています。感染者やその家族への中傷や忌避、医療従事者とその家族への排除や宅配業者への暴言など、広い人権侵害が起こっています。また、ヨーロッパではアジア系の人々への暴行なども起こっています。

新しい病気が出てくると、残念なことに人権侵害や差別が起こってきます。過去の例を見てみると、ハンセン病がその典型と言えますし、感染者とその家族に対しては、すさまじい人権侵害がありました。ハンセン病の場合、感染者の家族は今も差別を恐れて生活をされています。HIV、エイズについても、感染者への予断や偏見が今も続いております。

上記の病気については、近年啓発が進められ、人権意識の一定の向上が見られたと感じています。

野洲市のホームページには、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮として、以下のとおり記載があります。「新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方や、その家族などに対して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があつてはなりません。不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします」、こういうように、野洲市においても一定の問題意識というのを持っておられるということは皆さんご承知のことかと思います。

そこで、以下の点について質問いたします。

まず1点目ですけれども、野洲市における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染者や、医療従事者とその家族への人権侵害はあるのか、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、山本議員の新型コロナウイルス感染拡大と人権問題のご質問の1項目め、新型コロナウイルス感染症の感染者や、医療従事者とその家族の人権侵害の状況について、お答えいたします。

人権に関する様々な相談については人権センターが受け付けておりますが、現在、新型コロナウイルスの感染者や医療従事者とその家族を含め、このコロナウイルスに関連する

人権侵害の相談はございません。

また、市立野洲病院における状況につきましては、院内の全職員に調査をされたわけではありませんが、職員及びその家族への人権侵害に当たるような事例の報告は受けていないということを確認いたしております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今のお答えですと、現時点ではないというお答えであったかというふうに思うんですけども、ないということで、これは把握はしていないけれども、あるかもしれないというふうな認識はお持ちでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、山本議員の再質問にお答えさせてもらいます。

確かに、相談として上がってこないということは考えられますので、表面化していないということがあり得るということは認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） やっぱりそういう認識を持っていただくことが大事かなというふうに思います。把握はできていないけれども、あるかもしれませんと。残念なことですけれども、全国各地でいろんな事例も起こっておりますし、先ほどもちょっと申し上げましたけど、宅配業者の方なんかでもウイルスを運んでくるなとか、ひどい暴言があったというようなことも各地でも起こっております。野洲市ではないのかもしれませんけども、ひょっとしたらあるのかもしれない、あるかもしれないという認識を持っていただいて、啓発に努めていただくことが大事かなというふうに思っております。

そこで、啓発ということで、先ほどホームページで啓発の取組もされているということは私も承知をしているんですけども、ホームページ以外での啓発はされているのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、再度の質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、いろいろな人権侵害ございますので、市としてもそれについては啓発に努めているところでございます。今回のコロナウイルスに関しても重大な侵害事案が他方で、各地に起こっているという認識は持っておりますので、議員ご紹介いただきま

したホームページへの掲載と併せまして、来月の広報で、法務省の人権 110 番の人権相談の案内記事に併せまして、今回のコロナウイルスに関連しての啓発を努めていきたいということで準備しておりますので、そういったことと合わせまして、いろいろな場面を通じて啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今後も、引き続き啓発を進めていっていただきたいというふうに思います。残念ながら終息のめどがちょっといまだに立っておらない。滋賀県においては、感染者数、一応 100 人で、それ以上増えていないことがあるんですが、やっぱり東京なんか、まだ感染者が増えていることもありますし、終息ということはまだ言えない、楽観できないということですので、引き続き啓発に努めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それは 2 点目ですけれども、今年の 4 月の 8 日に、ユニセフが以下の発表をいたしました。COV ID-19 の世界的大流行、いわゆるパンデミックは、各国に破壊的な影響を及ぼしています。ウイルスを封じ込める努力は世界の人々の健康を守るために不可欠ですが、それは同時に、子どもたちを虐待、ジェンダーに基づく暴力、性的搾取を含めた暴力のリスクにさらしていますというふうにユニセフは発表しております。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大により、野洲市における子ども虐待は増加をしているのか、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、山本議員の 2 点目の子ども虐待が増加しているかという質問でございますけれども、児童虐待相談件数につきましては、全国の動向あるいは本市の動向におきましても、年間の件数といたしましては、ここ数年、年々増加している状況でございます。しかしながら、新規の相談件数として 4 月、5 月の数値を昨年度と比較いたしますと、昨年度は 26 件、今年度が 13 件となっており、数値的には減少しておるという状況でございます。しかしながら本件、相談がございました中で、新型コロナウイルス禍で子どもをスポーツ少年団に行かす、行かさない等で夫婦で口論となり、それを子どもが怖がり、警察に通報し、警察が面前 DV と、心理的虐待と認定して児童相談所に通報されたという案件がございます。

また、学校が休校となり、子どもがテレビを見たり、あるいはゲームをして夜遅くまで

起きている。寝るように言うが、言うことを聞かないと、きつく叱ってしまうと、どう接したらよいかという父親からの相談等もございました。

このような新型コロナウイルス感染症拡大によるステイホームの影響と思われる案件の相談がございました。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 件数としては変化はありませんということですけれども、中身としましては、やっぱり新型コロナの影響が出ているということを今お答えいただきました。

先日、6月4日の読売新聞に出ておったんですけれども、滋賀県内の3月のDVの相談件数は昨年の1.6倍ということで、非常に件数として、相談件数が増えているということが掲載をされておりました。

これは先ほどから言っておりますように、あくまで相談件数でありますので、これも氷山の一角というふうに見るほうが妥当かなというふうに考えております。相談に至らないということを含めたら、もっと多かったのではないかなどというふうに考えておりますし、その記事の記述で、外出自粛が影響かというようなことや、育児に疲れたというような声もあるというようなことで、今政策監がお答えいただいたところと重なるところもあるのかなというふうに考えております。

今お答えいただいた部分で、件数としてはそんなに多くはないけれども、やはりその新型コロナの影響、いわゆる自粛によって、家庭内でいろんなトラブルといいますか問題が起こって、先ほどのようなことが起こっているということなんですけども、数としては増えていないという部分で、その部分の要因の分析はされたのか。されたのであつたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の要因の分析ということでございますが、分析とまでは至らないとは思いますけれども、今考えられることといたしましては、学校が、あるいは園、幼稚園もそうですが、休園、休業というようなことにござりますので、おうちにおられるお子さんの家庭に園、あるいは学校のほうから基本的には週1回か2回架電をさせていただきまして、生活の様子、あるいはお子様の様子を保護者の方から聞くとか、直接子どもさんに換わってくださいというように言って、出られるお子さ

んについては子どもさんと直接お話しすると、そういうようなことで状況の把握、あるいは子どもさんが先生としゃべることによる安心等の手立てを行っております。

あと、その裏返しになりますけれども、議員ご承知のように、休業ということで、全国的な考え方方がございましたけれども、当市におきましては幼稚園、あるいは小中学校につきましては、いわゆる希望登園ということで、責任を持って希望される保護者の方の部分につきましては、学校でその分を預かり、幼稚園もそうでございます。その後の学童も当然一緒のようなことでの対応をしておったことも、ある程度家との分離という部分については、意味があったのかなと思っております。

あと、虐待等につきましては、要因はいろんなことがありますけれども、例えば経済的コロナ、先ほど議員がおっしゃったような様々な要因で、家計的に厳しいような状況になると、どうしてもストレスがたまって、虐待の要因になりかねないということも想定できますけれども、国が様々な支援措置をするまでに、当市独自の様々な支援等もしておりますので、そういうような部分から困窮世帯についての支援での効果も一部あったのではないかと、そのように思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） やはり、野洲市できめ細かい取組をしていただいた結果として、件数が増えることが防げたというふうに捉えておりますし、そういったきめ細かい取組、先ほども言いましたけど、ちょっとまだ終息のめどが立っておらないということですので、きめ細かい取組の継続をお願いしておきたいというふうに思います。

今申し上げましたように、ちょっと終息のめどが立っていないという部分でちょっと、もしお答えいただけるならお答えいただきたいんですけども、いわゆるその第2波への備えはされているのか、お答えできるのであればお答え願いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの第2波等への備えでございますけれども、数字上では先ほど申し上げたような状況でございますので、第2派が来た際には、先ほどと同様のきめ細やかな子どもたちへのフォロー、それから家庭のフォロー等を継続的にやっていくと、そのような考えでございます。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。きめ細かい取組の継続ということが、やっぱり私は大事かなというふうに思っておりまますし、そのことによって、子どもの人権、安全が守られるというふうに考えておりますので、継続した取組をお願いしたいというふうに思います。

それでは次なんですかけれども、新型コロナウイルスの感染拡大により、野洲市におけるDVは増加をしているのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、3点目のDVの増加についてという質問でございますが、DVの相談件数につきましては、新規件数といたしまして、昨年度4月、5月の2か月で1件ございました。今年度につきましては、数値としては2件でございます。また、6月に入ってから1件相談件数もございました。

これらは、新型コロナウイルスの感染によるステイホーム、自粛に直接的な関係性はないというように聞いております。

なお、新型コロナウイルス感染に関連して、国の10万円の特別定額給付金で、配偶者から暴力を理由として避難事例として当市に住居されている方につきまして、被害者本人が給付を受けるための申請手続のための相談としては3件相談を受けておりまして、本人が給付を受けられるよう支援したところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） DVにつきましても、やはり数はそれほど多くないとは言いつつ、起こっているのも事実ということで、そのことについてもきちんと対応もしていただいているということですので、これも先ほど今言っていますように、今後も出てくる可能性はあるというふうな認識を持っていただいて、取組を継続していただきたいなというふうに思いますし、先ほどと同じ質問になるんですけども、いわゆるDVに関して、これまた第2波への備えはされているのか、お答えいただけたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの第2波等の対応でございますが、虐待と同等、今まで、今まで取り組んでおりますことを引き続き、それから第2波になったときにも、より丁寧な対応に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） これも継続した地道な取組を続けていただくことが大事かなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の質間に移らせていただきます。2点目ですけれども、SNSによる人権侵害の防止について質問をさせていただきます。

現在、ネットは私たちの生活と切り離せないものとなっております。物を調べたりすることはもちろん、今までフェイスブックやLINEなどのSNS、ソーシャルネットワーキングサービスを使って、多くの人々とつながりを持つこともできます。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大による影響で自粛生活を送る中で、不要不急の外出自粛があり、そこで多くの人々がステイホーム、家にいてSNSで友人、知人などと連絡を取っていたことと思います。画像や動画なども送ることができ、非常に利便性が高いのが利点であります。

しかし、いいことばかりではありません。アカウントを乗っ取り、なりすましをすることや、LINEいじめなどの被害も出ている現状があります。

最近では、若い女子プロレスラーが数多くの誹謗中傷の書き込みをされたことで、自ら命を絶つ悲しい事件も起こっております。また、数年前には韓国の若い芸能人が同じような理由で、これも自ら生命を絶つ事件もありました。そこまでいかなくとも、先ほど挙げたLINEいじめなども、どこで起きてもおかしくないことですし、今回の自粛生活で、特に子どもたちはふだんよりSNSを利用する時間が長かったと考えます。

そこで、以下の点について質問をいたします。

まず1点目。SNSによる人権侵害の防止についての取組方針について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、山本剛議員のSNSによる人権侵害の防止についてのご質問のうち、1点目のSNSによる人権侵害の防止についての取組方針についてお答えします。

本市では、国のいじめ防止対策推進法という法律があるんですが、これに基づいて、野洲市いじめ防止基本方針というのを作成しています。そして、ここではインターネットを通じて行われるものと含むというふうに定義して、児童生徒への幅広い人権侵害の防止に努めています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいた中で、いじめ防止基本方針の中に、いわゆるネット上のことも盛り込まれているということなんですけれども、このいじめ防止基本方針が周知は、浸透、徹底されているのか、その点について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これは、学校でもこれに基づきまして、各学校で、それぞれの学校でいじめの防止基本方針というのを作っておりますし、対策委員会というのも作っておりますので、いじめがありましたら、すぐに組織的な対応をするということで、様々なところで周知を行っています。特に、学校だより等でもこういうようなに基づいて学校は対応していますというふうな形でお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今答えていただいたように、学校だより等にも掲載されて周知に努められているということですし、ペーパーでもやられているということですし、あるいは、ちょっと私も全ての学校のホームページをチェックしてはいないんですけども、恐らく各学校のホームページにもそのことはもう現代的な問題ですので、載せられているのではないかというふうに考えておりますし、そういったホームページ等も活用して周知に努めていただきたいなというふうに思います。

それでは、2点目ですけれども、SNSの利用について学校で指導なされているのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目のSNSの利用について、学校で指導しているのかというご質問についてお答えしたいと思います。

この件につきましては、ここ数年、毎年市内の全ての小中学校で指導を行っています。スマートフォンやパソコンのSNSを含むインターネットの適正な利用や、それからトラブル、危険性などについて、ゲストティーチャーを呼んだりとか、いろんな形で指導を行っています。また、教科書等にも今年は小学校、来年は中学校が変わるんですけども、そういうところにもどんどん載ってきてますので、併せて指導を行っています。

また、児童生徒だけでなく、PTAなどと連携して、保護者さんを対象にも啓発を行っ

ているところでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 児童生徒だけではなく、保護者にも啓発もされているということ、それは非常に大事なことではないかなというふうに思います。いわゆる先生方は、基本的に目が届くのは学校にいる子どもたちの姿ですので、帰ってから子どもが何をしているのかというのを見るのはやっぱり保護者の方ですので、保護者の方への啓発というのも私は非常に大事やなというふうに考えております。そういうことも今授業されている、指導されているという中で、児童生徒の反応というのはどのようなものか、お尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 子どもたちは、日常的にネット等に接していますので、結構身近な問題とは考えておるんですけども、ただ、いじめというふうになると、そんな人もいるんやなというふうな対応、捉え方になってしまっているというところが少し課題かなというふうに捉えています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今答えていただいた課題ですね、ちょっと雑駁な言い方で言いますと、ネットいじめが人ごとのような捉え方にちょっととどまっているというように私はちょっと受け止めたんですけども、そういった部分は、やっぱり決して人ごとではないんだと、自分たちは当事者なんやと、侵害をするかもしれん、されるかもしれん、いずれにしてもその当事者意識というのを持たせていただきたいなというふうに思います。

先ほど申し上げました、いわゆる若い女子プレスラーの方が亡くなつたちょっと悲しい事件があったというのを紹介したんですけども、そのことについても、テレビ等の報道を見ていますと、いや、私もその書き込みをしたと。私が書き込みを、僕が書き込みをしたそのことによって、あの人が死んだんじゃないかというようなことがいっぱい書き込みをされている。いったら当事者意識をやっぱり、悲しい事件があったから当事者意識を持ったというようなことがあるんですけど、少なくとも、そこまで悲しい事件に至るまでに、当事者意識を持たせるような指導をしていっていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

今のＳＮＳで、特に大人もそうですし、子どももよく使っていると思うんですけども、ＬＩＮＥですね、このＬＩＮＥいじめなどの実態というのはあるのか、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野洲市では、昨年度ネットやＬＩＮＥによるいじめ事案の報告が中学校で合計6件ありました。もちろん、これらについては生徒から聞き取り等をしながら、学校で指導を行っております。今年度は、今のところ、休業ということもありましたので、ＬＩＮＥ等によるいじめ報告事案はまだ受けしておりません。

それで、先ほど言われました当事者意識なんですが、一昨年中学校でありました、実際に起きたＬＩＮＥによるいじめがありましたので、それを保護者さんも教材化をしてほしいということがありましたので、それを昨年教材化しまして、今年度中にそれを使って、身近にこういうことが起きているんやということを指導していく、各学校で指導していく予定となっております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいて、中学校で昨年度6件そういうようなことがあったということで、それを教材化するという取組をされるということで、それは私は非常に大切な取組やなというふうに思っております。まさに、あったことは残念であったとは思うんですけども、それを教材化することで教訓としていく。そのことが今後の子どもたち、あるいはその保護者も含めての指導なり啓発に非常に役立つなというふうに思いますので、この教材化の取組というのは大事にしていっていただきたいというふうに思います。

それ以外の部分で、指導はうまくいったのかどうかということをちょっとお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ＬＩＮＥの指導以外ということですか。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） いや、今答えていただいた6件ですね、6件をミックスして教材化されたということではないと思うんですけども、ただ1件を教材化されたと思うんですけども、そうしたら残りの5件が指導がきちんとなされたのかをちょっと質問をいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この6件につきましては、昨年度の事例です。それは指導は終わっておりますが、教材化したのは一昨年の事案をもとに教材化したということです。保護者さんが積極的にこういうことのないようにということで、これをぜひとも教材化してほしいという依頼がありまして、そういう意味では子どもたちにとって身近な、市内で起きている、中学生の中で起きているこういうことがあるんやということで指導していくということは、本当に大きな力になると思いますので、今年度それを丁寧に指導を行っていく予定です。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ちょっと私の捉え方があれだったんですけど、一昨年の事例を教材化されるということで、それを生かしていっていただきたいなというふうに思いますし、6件についても、一応その指導はされたということなんですが、これは中学校ですよね、中学生ですので、まだまだ頭も心も柔軟な年代だと思いますので、その年代の子どもたちにしっかりと指導をしていくということは、私は今後の子どもたちが大人になったときに、そういうネットに関して、被害者にも加害者にもならないような賢い利用者になるというふうに思いますし、それを野洲市内全ての子どもたちに指導を継続していくことをお願いいたしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第2号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

質問に先立ち、新型コロナウイルスに感染された方々に対しお見舞いと、亡くなられた方々へのお悔やみを申し上げます。また、新型コロナウイルスへの対応でご苦労されている医療従事者の方々、市民の方々、国民の皆様を市議として応援し、共に考えていくことをお伝えしたいと思います。

質問1番、新型コロナウイルスの学校、園の対応について。

新型コロナウイルスで休校となっていた学校、園の状況、再開の対応をお聞かせください。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 長谷川議員の新型コロナウイルスの学校、園の対応についての

ご質問のうち、第1問目の休校となっていた学校、園の状況、再開後の対応について、お答えいたします。

小中学校、幼稚園の臨時休業は3月4日から始まり、4月に一旦再開したものの、最終的には5月31日まで続きました。

学校では、臨時休業が長期にわたる中で、特に児童生徒の学習支援と心身の状況把握に努めました。例えば、家庭学習用の自習プリントの配布や電話連絡、あるいは家庭訪問で児童生徒とコミュニケーションをとったりしました。また、幼稚園では週に1、2回電話連絡をして、園児の家庭生活の状況把握や体調確認を行いました。さらに、教育委員会では学年に応じた家庭学習の時間割モデルを作成したり、児童生徒、保護者を対象に、電話相談窓口をいち早く設けるなどをしています。

小中学校、幼稚園の再開に当たっては、子どもたちの心理的負担、体力的負担の軽減を第一に考えました。

そこで、小中学校では、5月18日の週から分散登校を始めています。幼稚園では、5月27日に5歳児、翌28日に4歳児の臨時登園日を設けました。また、3歳児は、6月1日から8日まで午前中で降園するならし保育期間を設定するなど、無理なく学校及び園の生活をスタートできるように配慮しております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 再開への十分な配慮、ありがとうございます。

引き続き、日程について、今一部お聞かせいただきましたが、特つけ加えることがあれば、日程について教えてください。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 日程について、詳しくお答えしたいと思います。

小中学校では、4月は10日と13日の2日間登校しました。10日金曜日、13日月曜日です。翌14日火曜日から5月31日までを臨時休業としました。幼稚園では、4、5歳児は4月13日の月曜日の登園日、これは始業式ですが、そして、翌14日から5月31日までを臨時休業としました。なお、幼稚園の3歳児のみ、4月14日火曜日に入園式を行っています。

また、夏休み期間中には、小学校は14日間、中学校は17日間の授業日を設ける予定です。

なお、幼稚園の夏休み期間や預かり保育は例年どおりとして、7月21日から8月31日を休みというふうに設定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 休校が多かった中で、夏休みも使っていくことなんですねども、今後授業時間は足りますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 夏休みや冬休みの期間に授業日を設けることで、文部科学省が設定しています年間標準授業時数というのがあるんですが、それをほぼ確保できる見通しです。

なお、文部科学省は、今回の臨時休業を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則という規則に年間授業時数というのが書いてあるんですが、それに反するものではないというふうな説明を新たにされています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今文科省からの基準になっている時間に対して、ぎりぎりだということが聞かせていただいたと思うんですけども、授業が過密になっていくと思います。そのことによって、心の成長に関する時間、道徳等だと思うんですけども、あるいはレクリエーション等不足することが懸念されますが、どのような配慮が取られるか、ありましたらお願ひします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校は、広い意味での学力と社会性、人間関係を育てる場というふうに捉えております。そして、こうした学びの大きな前提が、子どもたちの心の育成だというふうに考えています。心を育てることは、教科学習や学校行事など、学校生活の全てを通して行うものであると考えています。また、先ほど申しましたように、夏休みなどを短縮してたくさんの授業日を設けることにしていますので、一番大切な心の成長に十分配慮しながら、教育を進めていく予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 細かいことになるんですけども、科目として道徳、あるいは心

の育成に関わりの大きい音楽、体育等は、いわゆるぎりぎりである文科省の指定の時間数、これ以上の休校がなければ、従来どおりあると考えてよろしいんですか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほども申しましたように、ほぼ達成できるということです。

ただ、例えば小学校45分の時間を40分にするとか、あるいはそれぞれ学校の弾力的な運用で、それを使ってもいいということになっていますので、学校現場の創意工夫で、心の教育を大事にしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） カリキュラムのことで、1つ気にしていることがあります。

コロナ対策ということでいろいろ大変かとは思うんですけども、夏のプール、水泳の授業というのはどのようになるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今年度につきましては、プール授業については中止を決めました。密接というか、特に更衣室では密閉空間ということもあります。それから、授業時数の確保ということもありますので、別にプール授業は必ずしなければならないというふうには規定されておりませんので、今回は中止という方向で各学校とも行います。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

夏休み期間中にも登校が予定されていますが、熱中症対策等はどうなっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の、夏休み期間中の登校日における熱中症対策についてお答えをいたします。

まずハード面では、登校日には教室のエアコンと、それから扇風機、あるいは換気扇を使って、換気と温度調整をしながら学習を進めていく予定です。また、エアコンのない特別教室があるんですけども、そこにつきましては、スポットクーラーをレンタルして対応していく予定です。

一方、ソフト面では、全職員に熱中症の救急対応を再度周知するとともに、日常的には、

熱中症指数計というのがありますので、それを活用して、運動や活動の制限、あるいは水分補給を促したり、児童生徒の安全に注意をしていきたいというふうに考えています。

さらに、今月中には児童生徒の熱中症予防の保健の学習をそれぞれの学年、学校で行うことになっております。生活習慣を整えることや、自身の体調が悪い場合には、すぐに先生に申し出るなどのそういうハウツーも含めまして、子どもたちに指導していく予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　ありがとうございます。夏期の期間、登校があります。乗り物を活用した登校を一定認めてはいかがでしょうか。体の弱い児童は、特に夏の強い日差し、例年暑さで倒れる児童生徒がいるニュースがあります。そういうことにも考慮して、一定乗り物を認めてはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　教育長。

○教育長（西村　健君）　夏期の乗り物を活用した登校についてお答えしたいと思います。

特に、体の弱い児童生徒の自家用車などでの送迎については、現在でも個別に認めております。まずは学校に相談をしていただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　ここから、新型コロナウイルスでクラスターが起こった場合の対応というものを聞いていくわけですけども、先立って、野洲市内、市の管理する施設でクラスターが起こった場合の対応をお聞かせください。

○議長（岩井智恵子君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、長谷川議員の7点目のご質問、野洲市内、あるいは市の管理する施設でクラスターが起こった場合の対応について、お答えを申し上げます。

患者クラスターとは、ご存じのとおり、連続的に集団発生を起こし、大規模な集団発生につながりかねないと考えられる患者集団をいいますけれども、この集団の迅速な検出と対応が感染拡大防止の鍵となってまいります。

まず、患者に対する対応といたしましては、これは県が中心になりますけれども、まずクラスターが発生したときは、感染症法第15条によりまして、草津保健所が感染者の積

極的疫学調査、いわゆる感染者の追跡調査になりますけれども、これを行い、集団の特定や濃厚接触者の把握、PCR検査や健康観察を行うことになっており、また、必要があれば、県の災害コントロールセンターが調整役となって、移送や入院の措置を取るなど、クラスター外への感染防止に努めることとなっております。

また、並行いたしまして、クラスター発生だけに限らず、患者が発生した施設につきましては、感染症法第27条によりまして、施設を管理する者が消毒することになっておりまして、滋賀県知事の指示のもと、それぞれが責任を持って消毒を行うこととなっております。

その上で、施設の閉鎖等につきましても、感染拡大防止の観点から、それぞれの施設管理者が判断することになっておりますが、万が一市の管理する施設で患者やクラスターが発生したと認められる場合につきましては、市が責任を持って関係機関等とも相談をし、市民への感染拡大を防止するための閉鎖の決定等を行うこととなります。

なお、民間も含めてですけれども、病院や介護施設などの恒常に医療や福祉サービスを提供する施設においてクラスターが発生した場合には、感染拡大の防止に最大限努めながらも、入院や入所されている市民の生活維持や安全確保のために、最小限のサービス提供を維持する必要があるというふうに考えております。

また、併せて、市といたしましては、可能な限り情報の迅速な収集と提供に努めまして、市民へ感染予防に対する注意喚起等を行い、感染拡大防止に努めていくことが肝要であるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　健康福祉部長に引き続き再質したいんですけども、最後のところで、クラスターとならないためにというよりかは、そもそも新型コロナウイルスの感染を防止するためのことを少しおっしゃったと思うんですけども、そもそもクラスターを起こさないためには、発熱者や体調不良の者をその施設に入れないということが一定大事なのかなと思うんですけども、それを実現するための何か対策というのをされているのか、分かったら教えていただきたいです。

○議長（岩井智恵子君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　長谷川議員の再質問、まずは有症者の方を施設に入れない予防も大切ではないかということですけれども、健康推進課等が中心となりまして、例

えばイベントを開催する際等につきましては、症状がありませんかとか、今日体調がいかがですかとかいったことをチェックできるチェックリストというのを作りまして、それによって自己チェックをしていただく。例えば発熱のある方については、イベントへの参加をお断りするといったこと、あるいは施設への入場につきましても、一定の人数の方が集まられるような場合には、そういういたチェックリストのほうをお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　そこで働く職員なども特にそうだと思うんですけども、そういう症状が自覚されたときに、気軽に休める体制というのもまた大事なんじやないかと思うんですけども、そういうのは野洲市としてどういうことが新設されたのか、また、もともとあるのかということが分かりましたら教えてください。

○議長（岩井智恵子君）　市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君）　それでは、長谷川議員の職員の休暇の取れる体制についてお答えさせていただきます。

職員については、このコロナウイルス発生に関しまして、自身の健康管理に努めるよう周知もいたしました中で、出勤に際しては検温とか、体調の悪い場合については所属長に申出とかいうことを常々行うように指導いたしております。それと合わせまして、当然症状が発生した場合については病気休暇の制度も従来からございますので、それを活用した中で休めるように、所属長から伝えるように言っていたら等もさせてもらっていますし、今回のコロナウイルス感染に関連しましては、施設の状況でありますとか、配偶者さんの状況に応じた中で、感染とはならないものの、子どもの面倒を見るとか、そういういた状況の中で休暇をしなければならない、自宅で世話をしなければならないという状況も生じた場合には、特別休暇の取れる制度も設けましたので、そういういた部分では措置させていただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　次の質問に行きます。

他県の学校で新型コロナウイルスの感染が確認されました。クラスターですね。野洲市の小学校、中学校、こども園で、もしクラスターが確認された場合の対応についてお聞か

せください。カリキュラム、日程もあわせてお知らせください。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 8点目にお答えする前に、先ほどのプール指導の件で少し訂正をしたいと思います。

先ほど、3密の関係でプール指導は中止というふうにお答えしましたけども、もう一つ大事なことをお伝えするのを忘れておりました。学校では、毎年6月までに全ての児童生徒に健康診断を行わなければならないというふうになってるんですが、今回のコロナの件で、健康診断が2学期に延期をされております。そんな関係で、個々の子どもたちの体調確認も十分できない中では難しいこともありますと、プール指導は中止ということです。

それでは、8点目の市内の小中学校、こども園で感染が確認された場合の対応についてお答えしたいと思います。

小中学校では、文部科学省が作成しました対策マニュアルに基づいて対応していきます。そして、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部と協議の上、臨時休業の期間と範囲、範囲といいますのは学級閉鎖か学年閉鎖または臨時休校などを決定します。幼稚園、保育園、こども園でも小中学校に準じた対応することとしています。

ただし、社会活動の影響を考慮した対応が必要であるため、市独自の新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画、これをBCPと呼んでいるんですが、これを市役所のほうで作成していますので、保健所等の指導のもと、他園の保育士を派遣するなどによって、保育体制を整えた上で、速やかな保育の再開を行う計画としています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、様々な施策のほうを行っていただいているとのことです。先ほども少し健康福祉部長、市民部長のほうにお答えをいただきたいんですけども、発熱や体調不良で気軽に休めることが大事なんじゃないかと本職は考えているわけですけども、この場合、先生などは先ほどお答えいただいた職員に該当するのだと思うんですね。では、ここでもう一つ聞きたいのは、生徒さんたちが気軽に休めるような体制、対策、何かなされているかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 児童生徒の発熱に関しては、毎朝、あるいはもう一つ夜もやっている学校もありますが、朝は必ず全ての学校で、家庭で検温して学校に登校するということになっています。熱がある場合は、すぐに欠席ということで連絡を下さいというふうにしています。ただ、検温を忘れた子もおりますので、学校には非接触型の体温計を各学校に配置しておりますので、それで検温して、体調が悪い場合はすぐに帰宅をさせる、あるいは保護者さんに迎えに来てもらうというふうにしております。ただ、その発熱の場合は欠席扱いにはしないということで、各学校、保護者さんに、この場合は出席停止というふうな対応をしますということは既にお知らせをしております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 最後にいただきましたお言葉、出席停止で、要するに欠席扱いにしない、これは非常に重要だと思うんですね。生徒としては休みたくないんだという思いを抱いている子もいると思うので、そこをいま一度徹底して父兄の方、生徒にお伝えするように、よろしくお願ひします。休んでもいいんだということが重要だと思うんです。よろしくお願ひします。

引き続いてなんですけども、先ほどコロナウイルスが感染確認されて、クラスターが起った場合など、国の基準に基づいて対策していくんだということをお聞きしました。もし、野洲市においてもまた休校する場合、授業時間の問題、先ほどぎりぎりだとお聞きしていたと思うんですけども、どのように対応していく予定ですか。よろしくお願ひします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 再度休校する場合の授業時数の問題についてお答えしたいと思います。

再度長期間の休業になった場合は、授業時数の確保が難しくなる可能性がございます。しかし、その場合は、本市だけの問題ではなしに、国や県単位の課題になると想っていますので、国や県の判断に従って、協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私も確かにそうだと思います。国、県、国全体で、文科省含め

考えていくべきことだとは思うんですけども、要するに教育長としては、次、長期休暇が起るとどうしようもないということなんですか。現行の日程の中で収めていくということはやはり難しいと考えておられるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 長期休業となった場合は、やっぱり授業内容が結構たくさんありますので、なかなか難しいというふうに思っております。ただ、そういうふうになる場合は、各学校単位で休むということではなくに、もっと大きな範囲での休業となることだというふうに捉えておりますので、先ほど申しましたように、県や国との協議、あるいはその指示を仰ぐという形になるというふうに捉えています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 他市などで遠隔授業を取り入れているところもあります。野洲市でもＩＣＴの取り入れを行っているところでありますが、それに関連して遠隔授業への対応というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教育委員会では、本市議会におきまして児童生徒用タブレットの端末4,500台分のリース料、7か月分になるんですが、1,068万円の追加補正予算の上程をしています。これをお認めいただくことで、県の共同調達に乗って、早ければ7月末には納入業者を決定する予定でございます。また、現在、小中学校の全保護者に家庭のインターネット環境調査を行っています。自宅に無線ＬＡＮ環境のないご家庭には、モバイルルーターの貸与を検討しています。これに係る予算につきましては、国の補助金の活用を図りながら、必要数や必要通信費などの把握ができた段階で補正予算要求をさせていただきたいというふうに考えております。

以上のことから、早ければ年内には双方向のオンライン学習の準備が整うこととなりますが、何分にもこのような状況の中で、機器の調達が困難な状況も視野に入れておかなければならぬというふうに思っています。そのような場合には、昨年度、各学校のパソコン教室のパソコンを全て更新していますので、各学校に50台ずつあります。そのタブレット端末の貸与などをしながら、今ある機器を活用したワンウェー、一方通行ですが、その動画配信による学習などを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　遠隔授業の対応などを行っていくことによって、様々なリスク対応、不登校児童に対する対応なども見据えれば、導入に向けた検討をしていくことが必要だと思います。今前向きな回答いただきましたが、追加で何かありましたらご意見、お聞かせください。

○議長（岩井智恵子君）　教育長。

○教育長（西村　健君）　今お話ありましたように、不登校児童生徒の学習面での支援もそれができるというふうにも考えていますので、幅広い早期の導入をぜひとも図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（長谷川崇朗君）　ありがとうございます。

次の質間に移りたいと思います。

○議長（岩井智恵子君）　暫時休憩いたします。午後1時から再開といたします。ご苦労さんでした。

（午前11時59分　休憩）

（午後　1時00分　再開）

○議長（岩井智恵子君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして一般質問を行います。

第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君）　第3番、長谷川崇朗です。午前に引き続き質問をいたします。

質問第2番、市立野洲病院の経営について質問いたします。

病院の外来や病床、それの稼働率が一定を超えていれば健全な経営ができるわけですが、その稼働率についてどうなっているか、お伺いします。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　それでは、長谷川議員の市立野洲病院の経営についての1点目、稼働率のご質問でございます。

健全な経営ができる目安として稼働率をお尋ねいただきましたので、当院の病床稼働率をお答えいたします。令和元年度は、元年7月から2年3月までの9か月間で、病床稼働率は65.8%でございます。また、令和2年4月の病床稼働率は63.6%、5月は56.0%でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　後に聞いていく新型コロナウイルスの影響についてなんですか
ども、それに先だって稼働率ですね、外来の稼働率も、もし分かれば教えていただきたい
んですけども、資料ございますでしょうか。直近の構いません。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　吉川でございます。

外来の稼働率というのは、特にそういうことはなくて、病床稼働率というふうになって
ございまして、外来の患者さんの数でいきますと、大体直近でいいますと、ちょっと詳
しい数字、今手元にないんですが、200名から250名ぐらいの間で推移しているかと思
います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　新型コロナウイルスの影響で、外来の人数、やはり減っている
んでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　3点目ということでよろしいでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響で経営のほうはどうなっているのかということですけ
れども、一時的にやはり患者さんの数は減少しております。ただ、現時点では大きな
影響は与えていないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　今お答えいただいたのは、病床の稼働率についても外来の数に
ついても大きな影響はない、減っていないという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　確かに、コロナの影響で一時的に、先ほど申し
ましたように一時的にやっぱり患者さんの数は減っております。病床稼働率もやはり低く
なっています。外来の患者さんも一時的に減っていますが、6月に入ってからは少し回復
の傾向にあるということでございます。

以上、お答えいたしました。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　65%から56%という数字なんですけども、病床稼働率ですね。大変低い数字なんじゃないのかなというふうに思うわけですけども、そもそもの目標値というのは何%程度なんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　当院で病床稼働率の目標は80%を目指しております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　80%に対しては到達していない。大きな開きがあるようだと思うわけですけども、野洲病院は回復期の病院という側面を持っていて。急性期病院からの受入れはどういう状況になっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　では、6点目ということでおよろしいでしょうか。

当院は、回復期の病院、確かに回復期が核にはなりますけれども、病院としては一般急性期の病院でございます。

受入れ状況ですけれども、令和元年度7月1日から本年3月31日までの9か月間の急性期病院からの転院件数は166件でございます。令和2年度につきましては、5月末現在で31件となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　今、期間を区切って166件、あと5月末と言っておられるのは3、4、5の3か月間でいいんですかね。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　166件は7月から3月まで、5月末現在と申しましたのは4月と5月の合計でございます。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　受入れは、今の話だと伸びていっているという理解になるのかなあと思いますが、開院してからまだ間もなく、比較する数字というのがない中でこのような数字になっているという理解をいたしました。病床数がまだ80%の目標に到達して

いない中で、65%、あるいは56%という低い状態から受入れ数を増やしていくためには、急性期病院からの受入れというものを積極的に行っていくべきだと思います。そのようになるために、どのような施策というものをされていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　積極的に受け入れる方法ですけれども、議員がおっしゃったといいますか、急性期の病院からの受入れにつきましては、近隣の済生会滋賀県病院、あるいは県立総合病院などと積極的に連携しております、地域連携として、当院では医療支援課が各病院の訪問、あるいは電話による調整を行いまして、患者様の受入れについて連携体制を取って、当院で治療を行える患者さんを積極的に受入れていこうと、こういう流れになってございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　今お答えいただいた中では、連携室を中心になってというお話をだたと思うんですけども、今このように病床稼働率が低い中でそれを上げていこうと思ったらば、もっとその上のレイヤーですね、部長級なり病院長なり病院管理者である市長なりが積極的に出向いて、あるいは関与することによって、受入れの量を増やすような会議なり打合せ等を行っていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その点についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　先ほど申しました56%というのは、確かに低い数字ですが、これは原因がはつきりしていまして、新型コロナウイルス感染症の影響によるものということでございますし、それ以前の、今年2月ぐらいは70%以上を超えていまして、75%とかそういう時期もありますので、今の時期はちょっと想定外ではあるということをまず先にお伝えしておこうと思います。

それと、病院と病院の連携、あるいは開業医の診療所といいますか、開業医の先生方と病院の連携、これには、そもそも患者さんの症状によって、それぞれの病院が連携してあるものですから、先ほど申しました、当院では医療支援課というところが中心になって、その患者さんの情報をやり取りしながら、受入れられるかどうか、ここを十分双方の病院と、あるいは診療所と調整を図って患者さんを受入れているということでございます。したがいまして、市長がとか、そういうものではないということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　急性期病院から回復期の病院に対して転院が行われていく中で、今病院の役割に従ってということが一定聞こえてきたと思うんですけども、どのような取決めになっているんですかね。野洲病院はどういう担当だという理解になるんですか。ほかの病院に対して、野洲病院がより病床稼働率を上げていくために受入れていかなくてはいけないという中で、その役割というのはどう宛てがわれているんですか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　もちろん、患者さんのケースによってその対応は変わりますので、取決めというよりは、それぞれの患者様のケースで、先ほど言いました双方の診療情報を聞き取りによって、市立野洲病院が受けられる患者さんなのかどうか。当院は高度医療とかそういう機能ではありませんで、先ほど議員がおっしゃったように回復期、一般急性期でも軽度な手術とか、そういったものを行うわけですけれども、医療圏でいいますと、湖南圏域、草津守山野洲栗東圏域の中で当院が果たすべき役割というのは、主に回復期を中心になってくるだろうというところでございます。それがその役割だとうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　病床稼働率が伸びていかない中で、70%の時期もあったということではあるんですけども、70%でも決して高いわけではなく、目標の80でもいいわけではない。90%がよりいいわけでして、病床に空きがある状況の中で稼働率を上げていこうと思ったときに、野洲病院に来ていただいて、そのまま入院になるケースというのは一定あって、それは経営的側面から見たら、なるようにしかならないわけですよ。でも、急性期からの受入れというのは、急性期病院側が野洲病院に任せてもいいよという判断であれば、どんどん野洲病院にも割り振っていただけるわけでして、そこが病床稼働率を上げていくポイントなんじゃないかなと思うわけです。受入れを阻害するものというのではないものでしょうか。阻害すると言っているのは、いや、その患者さんは大変だから受け入れるのはやめておこうとか、あるいは野洲病院が断る件数が一定値あることによって、紹介していただく連携室の方々も、野洲病院に頼んでも断られるかもしれない話をしておこうなどといつてしまふようなことですよね、それが阻害要因になってくるか

と思うんですけども、そういうようなことはございませんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　今議員がおっしゃられたようなことはございません。阻害ということがちょっとイメージとして湧かなかつたんですけども、そもそも本院の機能、何回も言いますけども、本院の機能が患者さんのニーズに応じた医療が提供できるかどうかということです。それがポイントです。患者さんを断つたりすることは基本的にはありません。今、医師も看護師も一丸になって、まずは断らないということから始めていますので、そういうことは一切ないということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　転院に際してなんですけども、受入れないという姿勢は非常に評価できると思っております。それを続けていただければなと思うんですけども、1つ確認したいことがあります。民間の病院でよくある話を聞いています。それはどんなことかというと、ドントレスキュー、DNRですね、ドントレスキューにサインをしてくれないと受入れないんだという病院が割と数あるんだということを知ったんです。野洲病院ではそのような取扱いというのはありますか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　ドントレスキューというのは、ちょっと私、よく分かってないところがあるのですが。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　追加で説明します。患者さんが急性期病院で一定治ってきて、回復期のほうに移るに当たって、急変した場合に、心停止などが行われたときに、レスキュー、心臓の心拍を再開させるための医療等を行うか行わないかという判断、その誓約書を患者、もしくは患者の家族に最初に約束させるケースが多く見られるようなんです。それがドントレスキュー、DNRと呼ばれている書類でして、DNRにサインしているということは、一定病院側には責任が生じないわけですよ。それは、ドントレスキューでサインしているんだから、急変しても、助からなかつたとしても責任を追及されることはないと、その安心のためかと思うんですけども、多くの民間の病院のほうがDNR、ドントレスキューの誓約書をとっているということを私最近知りました。野洲病院ではそのようなことがないかということを確認したいと思っております。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　当院の中で、そのドントレスキーの同意書といいますか、そういった様式、ちょっと私今手元にありませんので確認できませんけれども、基本的には入院とか、あるいは手術の前には、いろんな様々なリスクがありますので、あらかじめそういった本人さんとかご家族にご了解いただくための同意は求めるものだというふうに考えております。

それと、あくまでも断らないときつきましたけれども、あくまでも本院の医療機能、ここを見極めた上で、患者さんにきちんと医療サービスが提供できるのかどうか、そこがポイントですので、やみくもに受け入れるとか断るとか、そういうことは一切ありませんので、そこはドクター、医師と医師の間での情報の共有ですとか、あるいは病院と病院の情報の共有の中で、患者さんにとってどの治療が一番よいのか、そこを判断されるものだと考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　次の質間に移ります。

体制を整えることで受入れていける事例があるのではないかということについて聞きたいと思っております。その体制と言っているのは、今事務部長のほうがおっしゃられた、うちの病院にできることはこうだから受け入れるんだと言っているわけじゃないですか。それというのは、一定体制がないから、一定設備がないから、一定本院にそぐわないから受け入れないんだというケースがまたあることを示していると思うんですよ。なので、受け入れる体制というものをもっと意識的に整備していくことによって、受入れていける状況、病床稼働率が上げていける状況というのを作れるのではないかという意味合いで本質問をしております。よろしくお願いします。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　確かに、議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、うちにも常勤の医師の中には、例えばですけども、小児科の常勤医師が不在になった場合ですかね、そういったケースのときに、じゃ、入院を受けられて、患者さんにきちんとサービスができるのか、不安を与えることのない医療が提供できるのかというところも見極めないといけないというふうに考えておりまして、当院が受けられる患者様は受入れていますし、受入れできない場合にはその理由をきちんと説明した上で、

患者さんの医療ニーズに合った情報提供、あるいは医療の情報提供、こういったものを患者さんにもご家族にも提供しているところでございます。

先ほどもお答えしましたけれども、病院の機能と患者様のニーズを見極めて受入れを判断するものでございます。大事なことは、患者さんに寄り添って相談を受けて、医療情報を提供し、適切な医療を受けていただくための支援を行うということが本院の大事な役割だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　今後病院の病床稼働率を上げていくに当たって、現在の市立野洲病院の受入れ体制、治療できる範囲、そこを見直すことによって、受入れ体制の柔軟さで周りの任せられるという安心感、信頼感を得ることで受入れを促進する、病床稼働率を上げていくということを検討される余地や計画はございますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　吉川市立病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君）　病床稼働率を上げるように今努力していますし、それから、経営の中でもコンサル担当のほうからアドバイスをいただくなどしながら、患者さんへの医療、どうあるべきか、それと病院の経営について改善するべきところはないか見直しているところでございますし、より皆さんに信頼していただける病院になれるように、今頑張っているところでございますので、どうぞご支援いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　第2番の質問を終わりたいと思います。

次に行きます。第3番、国道8号線篠原駅接続道路の信号について質問していきたいと思います。国道8号線篠原駅接続道路、県道158号線の信号についてお聞きします。信号や道路の管轄が野洲市にないというのは分かってはいるんですけども、野洲市自治体として、その設置や管理に対して要望していく、あるいは監視していくことも、また市の仕事だと思いますので、質問をしていきたいと思います。

篠原駅が整備され、南口が大変使いやすくなってきました。野洲市近辺になる町は入町になるんですけども、入町のほうもこれで発展していくことになっていくと思います。駅の整備と連動して、野洲市入町内国道8号線篠原駅接続道路、県道158号線もまたアクセス道路として車の数が増えていきますので、スムーズに走れるように整備されました。

車の数もこれからどんどん増えていくんじゃないかと思います。

この県道 158 号線は、近江八幡へ続く整備された市道、新幹線沿いに整備された市道があらかじめ整備されていました。それと交差し、そこに信号がつけられました。今後の発展もあり、その信号がついたことは妥当かと思います。しかしながら、この信号に問題を感じております。国道側からすると、新幹線をくぐる部分で、その信号に近づくまで新幹線の構造物によって信号が見えません。野洲市として要望対応はどうなっているのか、ご質問します。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　市民部でございます。

1点目の、市としての要望対応のご質問についてお答えさせていただきます。

市としましては、守山警察署と当該場所の現場確認を合同で行い、JR 東海、東海旅客鉄道株式会社による防音壁の設置工事により、当該信号機が視認困難な状況であることを確認させてもらいました。

そこで、その場において当該信号機への視認確保のために、早急な対策を守山警察署へ要望し、令和2年6月4日に本状況の起因者であるJR 東海、東海旅客鉄道株式会社により、当該信号機の手前150メートル地点及び200メートル地点に予告看板が設置され、安全の確保に努めたところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君）　長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　ありがとうございます。しっかりととした対応がなされていくということでお心地いい安心しました。3番の質問を終わりたいと思います。

以上で、質問のほう終了いたします。

○議長（岩井智恵子君）　次に、通告第3号、第4番、橋俊明議員。

橋議員。

○4番（橋俊明君）　それでは、第4番、橋俊明です。

まずは、新型コロナウイルス感染によりまして感染された方にはお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方にはご冥福を申し上げます。

さて、この数か月は劇的な変化で、ある意味夢を見ているような数か月でございました。昨年末に中国の武漢市で未知の感染症が確認されたと報道されたのが始まりでした。それから僅か数か月、世界は100年に1度と言われる危機である新型コロナウイルスの感染

拡大に見舞われてしまいました。

我が国では、4月7日に7都道府県で始まった緊急事態宣言は全国に拡大され、外出自粛という大きな制約を経験いたしました。そして、私ども例年は祭りの準備や例大祭に追われるゴールデンウイークがステイホーム週間に取って代わってしまいました。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、経済社会活動を抑制する必要があります。

今回の緊急事態により、よく耳にしたのが出口戦略であります。感染拡大を抑止しながら経済活動を上昇させる。そのバランスを見極めながら緊急事態から脱出する。その出口を見つけ出す、これは容易なことではございません。

今年、この言葉もよく耳にいたしました。書面議決。私の属する自治会、老人会、農業組合、生産森林組合など、感染抑止のために毎年開いている総会が開けない。この書面による議決で地域の連帯活動を続けていかざるを得ない。祭りの中止、イベントも中止、長年受け継がれた行事が今後どのように次世代に引き継いでいくのか、まさしく階段を1段ずつ上っていくように、みんなで議論しながら、よりよい方向を見つけ出さなければならないと強く感じる日々であります。

さて、今回の第1件目の案件は、新型コロナウイルスによるごみ問題であります。

今回新型コロナウイルスの感染を防止するため、スーパーなどでは食品トレーや紙パックなどのリサイクル回収を見合わせています。また、外出自粛などで時間に余裕ができた市民などが家の大掃除をすることなどにより、クリーンセンターへのごみ持込みが増えています。先日も、寺の清掃活動でクリーンセンターへ伐採した樹木を搬送したとき、土曜日は混みますが、それにしても15台ほどが並んでいました。

そこで質問をいたします。

今回のコロナウイルスの感染前よりもごみの総量はどのくらい増えているか、回収車、直接搬入ごとに伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　それでは、橋議員の新型コロナウイルスによるごみ問題についての1点目、新型コロナウイルス感染症でごみの総量は増えているのかについてお答えいたします。

令和2年3月から5月までの3か月間のごみの総量は、3,274トンとなります。内訳といたしましては、回収車による市の収集量が2,208トン、直接搬入量が1,06

6トンでございます。これを過去3年間の平均と比較した結果、新型コロナの自粛による影響であろうと想定される増減は、ごみの総量で137トンで、4.4%の増加となります。内訳といたしましては、回収車による市の収集量は7.0%増加しておりますけれど、直接搬入量は0.4%の減少となっております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋俊明君） ありがとうございます。思ったよりも、回収車は当然増えると思いましたけども、直接搬入0.4%、案外伸びていないなという思いでございますけども、コロナウイルスが1次感染、ほぼ今落ち着いた状況でございますけども、現在の搬入量は直近の、細かいデータはよろしゅうございますので、増えているのか落ち着いているのか、そこら辺をちょっと伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君） 最近のごみの収集量はという再質問でございますけど、ようやく5月の末から6月の初めにかけて、平年並みの数字に移行しつつあるという状況でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋俊明君） 今回の新型コロナウイルスにより、感染のリスクが高い医療従事者の献身的な作業に、国民を挙げて感謝の気持ちを示されております。

また、このごみの回収に従事されている方々、またクリーンセンターの従業員の方々も感染のリスクが高い中で作業されていることに対しまして感謝申し上げます。そういう中で回収車の従事者、またクリーンセンターの従事者の方々の感染対策はどのようになっているのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君） 市からも事業者に対して安全対策を取っていただくようお願いし、それに基づきまして、まず任意事業者の、クリーンセンターのほうですね、ＳＮＴさんにおかれましては、環境省の通達を参照しながら、自社のＢＣＰの計画に基づきまして対策を実施いただいております。具体的なことにつきましては、検温とか手洗い、そしてマスクの着用、これはもう当たり前のことなんですねけれど、3密を避けるためにということをございまして、極力移動を避けながら、休憩の場所の区画割りとかやられたり、

また、朝礼、終礼をなくされております。その代わりといたしまして、無線を購入いたしました、それによって指示系統をきっちり確立されているということでございます。

そのほかにつきましては、市との定期モニタリング、こういうのをやっておるところなんですけれど、これは本社とリモート会議によって実施されているというようなことでございまして、実施されておりまして、基本的に、きっちり対応はいただいております。

また、収集運搬業者でございます近江美研さん、そして奥村興業さんにつきましても、市からの要請を受けまして、おのおの対策マニュアルを作つて、それに基づいて頑張っていただいております。内容については、先ほどの運営事業者の方々とほぼ同じような対応をなさっていただいているということでございまして、心より感謝をいたしている次第でございます。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4番（橋　俊明君）　いろんな感染拡大を防止する対策を講じていただきまして、ありがとうございます。私も伺つて感謝を申し上げます。答弁を聞いていまして、ＳＮＴ、ＢＣＰ、なかなか理解しにくい単語が並ぶんですけども、ＳＮＴは総括事業で委託されている事業でございますし、ＢＣＰはビジネスコンティニュープラン、事業継続計画ですね、そこら辺はきっちとされているということでございました。

質問2に移っていきます。

当分増えることが想定されますけども、今のクリーンセンター施設に影響ないものか伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　2点目の、クリーンセンターへの影響は出ないのかについてお答えいたします。

熱回収施設におきましては、施設の年間処理能力としては、年間1万3,459トンでございます。令和元年度の実績といたしましては、1万2,202トンに対して、年間1,257トンの処理余力がございます。新型コロナの影響で、ごみの総量が3か月で137トンの増加でございますので、仮に1年間このピークが続いたといたしましても、548トンの増加となり、十分処理可能な状況でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4番（橋　俊明君）　今の答弁では余力があるということでございました。地元大篠原

といったとしても、特にそういったことを懸念されている方もおられますので、そういうことも確認してくれということでこういう質問をさせていただきました。

それでは、質問 3 に移っていきます。

不燃処理施設である蓮池の里への搬入が増えているかどうかを伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　3 点目の蓮池の里への搬入量は増えているのかということについてですが、令和 2 年 3 月から 5 月までの 3 か月間で 29 トンでございます。過去 3 年間の平均が 60 トンでございますので、比較しますと 52% の減少となっております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4 番（橋 俊明君）　減少である、しかも大幅な減少である。これはちょっと予想外でございましたけども、その原因というの何かあるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　その原因についてですが、今年度は災害のごみがなかつたと。

ちなみに、平成 30 年の 3 月には、この時期、台風 21 号の処理がここでされた、災害ごみの。これが 48 トンあったと。そして 31 年の 3 月には火災ごみが 46 トンあったということがございますので、今回はその災害免除ごみというんですか、それがなかつたということでこういうような結果になっているというものでございます。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4 番（橋 俊明君）　災害ごみが例年ですともう少しあるということで数字に表れる。今回それがなかつたということで、大幅な減少になったというふうに私は理解をいたしました。

それでは質問 4 に移っていきます。

先日の回覧で、古布類の回収は当分見合わせる。燃えるごみで出してくださいとの通達が回覧でございましたが、その原因を伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　4 点目の古布類回収の当分見合せの原因についてですが、市では古布類を分別収集いたしまして、再資源化業者に引渡しして、その後、大半は、マレーシア、フィリピンなどの東南アジアのほうへ輸出され、リサイクルが行われてきまし

た。

新型コロナウイルスの感染症によりまして、輸入国で古布類の輸入が停止したことを受けまして、5月1日には、県より業界組合から知事宛てに出された新型コロナウイルス感染症対策に伴う古布類リサイクルへの協力依頼の写しが市に届きました。

その後、5月8日には市の取引業者からも保管場所の確保不能による受入れ中止の申出があったことから、やむを得ず古布類の分別収集を中断することとしたものでございます。以上です。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4番（橋俊明君）　いわゆる東南アジアに古い布類を持っていく。それがもう受入れ中止になって、そういう関係で古い布類の回収は当分見合わせるということでございました。

先日の新聞で見ていくと、今回のコロナウイルスで日本だけではない、いろんなところに影響が出る。特に中国への依存率が非常に高かった工業出荷額にしろ、これを見直す必要がある。恐らく大きく変わっていくだろうというのが新聞紙上で取り上げておりました。そういうことも今回の古い布類の回収にも共通できるところではないかなというふうに考えております。

それでは、質問5でございます。

古い布類は、これは当然かさばりますので、ごみ袋がすぐに満杯となる可能性がございます。その後、不法投棄が増えることが懸念されます。その対策を伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　5点目の古布類はかさばり、ごみ袋がすぐ満杯になり、不法投棄が増えることが懸念されるが、その対策はということについてですが、古布類は資源ごみの回収は中止しておりますけれど、市民の皆様へは各家庭での保管、寸法直しやミニマスクなどの仕立て直しによるごみ減量化への協力を、広報誌や回覧チラシなどを通してお願いしているところでございます。やむを得ずごみとして出される場合は、燃えるごみというふうになりますけれど、ご家庭によっては出されるごみの量も増えてきますが、それがすぐに不法投棄につながることとは考えておりません。不法投棄は犯罪行為でありまして、市民の皆様がそのようなことをされることは考えにくいことから、適切に排出をしていただけるものであると考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ごみの不法投棄でございますけども、クリーンセンターを擁する大篠原、眺めが非常によくございますので、あまり適切な表現でございませんけども、大篠原は産廃銀座とよく言われますけども、産廃、持ってくるんですけども、不法投棄も結構ございますので、今後もそういった対策に力を入れていただきたいと思いますけども、今そういった減量化で、ただ、そういったことは、どっちかというと消費に慣れてしまっている国民性等もございますので、先ほどの中国依存と一緒に、そこら辺を手直しすると大変労力になりますけども、一歩ずつ進めていただきたい、そのことを強くお願いしておきます。

それでは、2点目の質問のため池ハザードマップについて移っていきます。

去る4月の全員協議会におきまして、ため池ハザードマップについて報告を受けたところであります。

ため池につきましては、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで農業用水を確保するために水を蓄え、取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。したがって、野洲市でも河川水利に恵まれない大篠原、小堤、入町などの山間部において農業用水を確保するため築造されています。

ため池の多くは、江戸時代以前に築造されたものが多く、特に西池につきましては、「西池と長堤」として文献に記録されております。

その1つは、源氏と平家の盛衰興亡を叙述した軍記物語であります「源平盛衰記」です。その内容は、元暦2年、1185年5月に壇ノ浦合戦で敗れ、捕らわれた平宗盛・清宗父子が源義経に伴われ、京から鎌倉へ護送される途中、野洲川を渡った後、三上山を望みながら篠原堤を通過して鏡宿、現在の竜王町の鏡でございますけども、に投宿したと記録されております。

もう一つは、京から鎌倉への旅程を記録した紀行文であります「東関紀行」で、仁治3年、1242年に京を発した筆者が、「篠原といふ所を見れば、西東へ遙かに長き堤あり」と記しています。新近江名所図会、大篠原の西池と長堤では、このように文献から、現在見ることができる堤は、少なくとも鎌倉時代直前頃には既に完成していたことが分かるのですと書かれています。

また、同様に西池とその堤は、現在に至るまで800年以上にわたり付近の水田に用水を供給し続けてきたことになるのですとも書かれております。

このように、西池は歴史的文献にも記録されているところでございます。

さて、ため池に関して大きなターニングポイントになったのが平成30年7月豪雨であります。この豪雨で、特に岡山県倉敷市が大きな被害を受けたニュースが話題となり、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が発生したことを受け、農林水産省農林振興局内に検討チームが設置され、効果的なため池対策の在り方が検討されております。

そこで質問いたします。

今申し上げた防災重点ため池の位置づけを伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　橋議員のため池ハザードマップについての1点目、防災重点ため池の位置づけについてお答えいたします。

ため池マップや緊急連絡体制の整備など、避難行動につながる対策を講じるとともに、優先度に応じてため池の補強やハザードマップなどの対策を実施する防災上重要なため池として位置づけを行っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4番（橋　俊明君）　ありがとうございます。

続きまして、この効果的なため池対策の在り方の検討において、防災重点ため池の具体的な基準が設定されております。その基準を伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　2点目の防災重点ため池の基準についてでございますけれど、平成30年11月に農林水産省が公表した人的被害を与えるおそれのある4つの要件がございまして、1つ目として、ため池から100メーター未満の浸水区域内に家屋、公共施設などがある。

2つ目として、ため池から100メーター以上、500メーター未満の浸水区域内に家屋、公共施設などがあり、かつ貯水量が1,000立米以上である。

3つ目として、ため池から500メーター以上の浸水区域内に家屋、公共施設などがあり、かつ貯水量が5,000立米以上ある。

4つ目として、さきに述べました3点以外に、地形条件、家屋などの位置関係、維持管理の状況などから、都道府県また市町村が必要と認めるもののいずれかに該当するものが基準となります。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今先ほど出ましたけども、浸水区域については貯水量と地形から推定し、または氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し判定するとされており、この浸水想定区域図が被害予想図とも言われるハザードマップであります。

先ほど申し上げましたため池対策検討チームの検討結果を踏まえまして、先ほども出ましたけども、平成30年11月に新たな防災重点ため池の選定の考え方や緊急時の迅速な避難行動につながる対策、施設機能の適切な維持、保存に向けた対策が取りまとめられております。このことにより、新たな防災重点ため池の再選定が行われ、全国で6万3,722か所、滋賀県では1,548か所が新たな防災重点ため池として選定されております。

そこで質問3に移ります。

野洲市では、何か所が防災重点ため池として選定されているのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君） 3点目の、野洲市では何か所が防災重点ため池に選定されているのかについてでございますが、11か所でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 11か所ということでございましたけども、私もこの質問に際しまして、いろいろとインターネットで情報を調べてみました。野洲市に今申し上げた、質問した防災重点ため池幾つありますかという形で検索をしてみました。そうすると、県内のある新聞の情報では、はっきり野洲市は12か所という数値が上がっておりました。そうしますと、1か所ずれがあるんじゃないかなと思いますけども、これに対する見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君） 今の箇所数にずれがあるのではないかという再質問でございますけれど、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、通称ため池法というのが平成31年の4月に制定されました。これを受けて、今までため池として扱われた辻ダム、それから山神ダム、これが河川管理施設の一部であるということから、防災重点ため池から外れております。それに加えまして桜生、野洲中の横にあるため池になるんですけど、新池というのがございまして、そのため池が新たにこの基準に合致するということ

が判明したことから、新たに防災重点ため池となって、差引き、12から2引いてプラス1で11か所になったというのがこの結論でございまして、少しちょっと、4月にもきつちり出たものでございますので、少しタイムラグがあったのではないかなど、このように思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4番（橋俊明君）　私の調べた結果ずれがある。それについては、やっぱり若干のタイムラグがあるということでございましたので、それは理解をいたしました。

現在大篠原の3か所の東池、西池、新しい池、3か所のため池を管理いたしておりますけども、市内の大半はこのように自治会によって管理をされておりますが、運用戸数の減少は宅地化などによる土地利用の変化から、管理及び監視体制の弱体化が最大の課題となっているところでございます。

全国的に見ましても、管理及び監視体制の弱体化が顕著になってきており、このため施設の所有者等、これは所有者、管理者でございますけども行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、これ先ほど言ったため池法ですね、ちょっと年月日が違うんですけども、令和元年7月1日施行。これはきっちり調べましたので、それは細かいことは言いません、が制定されました。この法律では、全ての農業用ため池を対象に、所有者等による適正管理の努力義務、所有者等による都道府県へのため池情報の届出を義務づけしております。また、都道府県によるため池のデータベースの整備、公表が規定されております。また、都道府県は、決壊した場合の浸水区域内に住宅等もあり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池を、特定農業用ため池として指定することとしています。

そこで質問いたします。

野洲市において、特定農業用ため池として指定されたため池はあるのかどうか伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　4点目の、野洲市において特定農業用ため池として指定されているため池はあるのかについてでございますけれど、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条に基づき、滋賀県は防災重点ため池のうち、国、地方公共団体所有、すなわち行政財産として国有財産法や地方自治法などの法令に基づきまして、適正に管理

されている農業用ため池以外を特定農業用ため池として3月27日に指定されましたので、本市におきましては、先ほど申し上げました防災重点ため池全てが特定農業用ため池となります。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　橋議員。

○4番（橋　俊明君）　先ほど防災重点ため池、これは全て特定農業用ため池として指定されたということでございますけども、このハザードマップについて地元説明会に私も出席をいたしました。いきなり図面を見せていただきまして、こういったまず背景、こういったいわゆる平成30年7月の集中豪雨によって大きな被害が出た。防災重点ため池を指定してきちんと管理をしていきましょうと、そういう説明は一切なかった。防災マップを見せて、非常に危険ですよということでありましたので、これは非常にちょっとそういう意味では説明が不十分ではなかったのかなという思いと、実は、私も当然自治会が管理していますけども、こういった法律できちんと明確にいわゆる位置づけされたということを、その説明会で説明を受けておれば、ちょっと考え方が変わったかも分かりませんので、今後はそういった説明をきちんとお願いをしておきたいなと思っております。

特に西池につきましては、非常に面積も大きいということもございますし、都市計画法、都市公園として大篠原公園としては近隣公園として位置づけをされております。ただ実施には、まだまだ恐らく私はなかなか実施は不可能であろうと。

まず、この池の機能を考えますと、埋めたり、公園を整備するということは不適切ではないかなと。やはり農業用ため池として大きな機能を果たしておりますので、それを一番に考えてもらわなくてはならないということになりますので、今後この公園の整備、どうなるか、今市ではそういった関係の調査をされておりますので、その調査を待っていきたいなと思っております。

質問のほうに移ります。

西池は、主要道でございます国道8号に隣接しております、被災時には大きな影響が出ることも十分考えられますが、今後の対策を伺います。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　5点目の、被災時には大きな影響が出ることも十分に考えられるが、今後の対策についてでございますけれど、今後については土質調査等の詳細調査、これを令和3年度において実施する予定でございます。その結果に基づきまして、

今後検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 令和3年度に土質調査をされる、その結果によって今後の対策の方法が変わってくる。地元もこの間自治会長なりなんかとしゃべったんですけども、管理所有者は大篠原になりますので、もしも最悪の結果、整備が必要である、そうなったときに、費用の負担、これが恐らく莫大な費用になるということになりますので、恐らく今の法律ではそこまでされてないと思うんですけども、それによって、また大きな負担が伴うとなると、大篠原しても、そうかといって、まずは安全対策第一でございますので、注目して令和3年度の土質調査の結果を待ちたいというふうに考えております。

それでは、最後の質問に移っていきたいと思います。

今回のハザードマップにつきまして、西池において災害時には大きな被害が想定されるテクノスマートには状況を情報提供されているのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 6点目の、災害時には大きな被害が想定されるテクノスマートには情報提供されているかということでございますけれど、3月末にため池ハザードマップをお渡しし、情報提供いたしております。このほか、ほか23社ほどございまして、大篠原のほうには。そのほかにも全て情報は提供させていただいております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） テクノスマートほか23社に情報提供されたということでございます。ありがとうございます。やはり、大篠原に企業の誘致をされて、井上金属は私の小学校時代ですので、もうかれこれ45年、50年近く過ぎていますので、地元の雇用にも大きな貢献をされました。そういういろいろな相互関係がございますので、今後とも活発な情報提供をお願いしておきます。

今回のハードマップ、ため池、いろいろな関連もございます。特に、今大篠原は土砂災害の関係もございますし、河川の整備もございます。特に光善寺川の上流につきましては、長年清掃なり伐採されなかった。今回きっと伐採をしていただきました。一方では、地元から心配の声も出ております。昔に比べますと、大分土砂が堆積をしている。それが果たして持つのかどうか、そういうことも今後も注視しながら、大篠原にとどまらず、安

全対策のために、ここも注意を払っていきたいということをひしひしと感じておる今日この頃でございます。

以上で質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時20分といたします。ご苦労さまです。

（午後2時06分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続期会議を開きます。

次に、通告第4号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二にございます。早速、質問に入らせていただきます。3項目あります。

まず、1項目めなんですけども、デジタル手続法、デジタル化とか今そういう文言が飛び交っています。このコロナ禍で、本当に今急速に進めなければいけないことではないかなというふうにも思っております。

昨年12月から施行されたデジタル手続法は、情報通信技術の活用による行政手続などに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律を正式名称として、情報通信技術を活用し、行政手続などの利便性の向上や、行政運営の簡素化、効率化を図るために行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン化のための必要な事項を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講じるとしております。

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則としては、1つ、個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結する。2つ目に、一度提出した情報を2度提出することを不要とする。3つ目に、民間サービスを含め複数の手続、サービスをワンストップで実現するとして、行政手続における情報通信技術の活用においては、行政手続、申請及び申請に基づく処分通知について、オンライン化実施を原則化しております。地方公共団体は努力義務となっております。また本人確認や手数料納付もオンラインで実施、電子署名等電子納付等が決められ、地方自治体においても電子申請システムの整備が求められております。

全体の利用状況は、平成29年度ではオンライン利用率は52.4%で、年間手続件数上位3位の手続として、図書館の図書貸出しの予約などが67.7%、地方税申告手続は

55.5%、文化スポーツ施設等の利用時予約等となっております、55.4%となっております。

新潟県の三条市では、ぴったりサービスとして、国が指定する手続のうち、児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求等15項目をオンライン手続で行い、また、三条市独自の追加項目として、児童クラブ入会申請等19の項目でオンライン申請を行っています。マイナポータル等の積極的な活用で、住民サービスの向上と行政の業務効率化が図られております。野洲市でも汎用電子申請システムなどの活用を進めることで、行政手続等の利便性の向上や、行政運営の簡素化、効率化が図れると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、津村議員のデジタル法手続についての質問の、汎用電子申請システムの活用の見解についてお答えいたします。

ご質問のデジタル手続法についてでございますが、諸般の行政手続について、国の機関では原則オンライン化、地方自治体では国に準じた対応とすることが、議員おっしゃっていただきましたとおり努力義務とされたものでございます。

本市では、従来より情報通信技術の活用をした住民サービスとして、コンビニ交付サービスによる証明書の発行や、市ホームページ等を活用した情報提供を行っておりますが、技術の進歩やサービスの提供の増加など、ＩＣＴに関連する環境は刻々と進化してきております。

このため、こうした取組を進めていくには、システムの構築や通信経費など、一定のコストが必要な状況と考えております。

また、昨今の特別定額給付金のオンライン申請で見られましたように、紙ベースによる申請より職員の処理の手間が数倍必要となり、結果としてオンライン申請が全体の処理を遅らせるという皮肉な事例も発生するなど、手続によってはオンライン申請のみでは完結せず、職員による聞き取りが必要となるなど、事務が煩雑化することも想定されるところでございます。

こうしたことから、市民サービス向上や職員の作業の効率化等メリットと、職員処理プロセスの複雑化や運用コスト等のデメリットを勘案の上、オンライン化が適当かどうか、それぞれの手続ごとに今後判断の上、対応について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。確かに住民票とかの書類はマイナンバーカードがあればコンビニで入手できるというふうに、大変便利になっているんですけども、ただ、このデジタル化、デジタル手続法を推進するには、どうしてもこのマイナンバーカードが必要になってくると思うんですけども、1つ目は再質問なんんですけども、通告がないので、分かる範囲で、マイナンバーカードを昨年ですとやすまる広場で普及啓発をするために、たくさんやすまる広場でしたり、申請をしてもらったりしたケースがあったんですけども、広報等でもお知らせはしてもらっていますけども、この普及率が全国的にもまだまだ15%前後ですか、非常に低い数値で普及されてないわけですが、野洲市としてもマイナンバーカード、これから本当に加速度的にといいますか、非常に必要性が出てくると思いますので、この点、今現在はどれぐらいの普及率で、また今後はどのような、今年このコロナ禍で、コロナの影響で、あまり普及できないんではないかと思いますけども、その中でも普及を進めていくそういう手だてというのがもしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません、マイナンバーについては通告をいただいておりませんので、ちょっとうろ覚えの知識しかございません。4月末ぐらいで大体野洲市の16%ほどの普及でございます。ほぼ国の普及率と同じだったと記憶しております。ちょっと数字は前後するかもしれないというレベルでお聞きください。

そして、マイナンバーの普及についてでございますけれども、おっしゃっているとおり、昨年やすまる広場とか、あと北部合同庁舎等で何回か外でさせていただいたところなんですが、今回のコロナの関係でございまして、当初それも予定をしておったんですけども、人が集まるということはよくないということで、一旦やめております。

では、その次にはどうするかというご質問かと思うんですけども、今現在考えておりますのは、広報とか自治会回覧何回かさせていただいているところなんですが、いろんな文書、税とかその他で文書を送るときに、そういう文書を同封することについて今検討しているところでございます。ただ、昨今、市民課長からの報告によりますと、今回の定額給付金の関係で、実際、今からしても間に合わないんですけども、結構多くなっているというお話を聞いております。ちょっと申し訳ありません、正確な数値がちょっとお示しできないことをちょっとおわび申し上げます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

あと、このネットに不慣れな、デジタルというこの言葉自体も、デジタルじゃなくてアナログの方々ですかね、そういう高齢者も含めてなんですけども、配慮が必要だと思うんですね。この申請、デジタルでそういう通信を通じて申請書、例えばホームページから入って申請書を出すなりして、そういう不慣れな方への、国がそういう格差があるということで、デジタルデバイトということを言って、能力の格差の是正をするための配慮、高齢者等に対する相談、助言とかいうその援助が、もし野洲市としても何か取り組みされているのであれば教えていただきたいのと、あと、例えば引っ越しに伴ってネット上で、今後住民票の移転手続をした場合、その情報をもとに電気やガス、水道などの契約更新も一括して行えるようになるという、また死亡手続、また相続に関しても、年金の受給停止とか、生命保険の受け取り、相続税の申告納付などが対象になってくるというのを準備が整った分野から、今年度内に順次実施される予定であるというふうに国からは出ているんですけども、もし野洲市としてもそういうことが考慮されているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の再度の質問にお答えします。

まず、デジタルデバイトの是正ということで、高齢の方とかそういった手続に不慣れな方については、今後システムをもし導入していくということになれば、当然そういう方々への対応等についても合わせて考えていきたいというふうに考えております。現時点で、野洲市で取組を行わさせていただいているのは、ご紹介いただきました図書館の貸出し申請のシステムのみでございますので、現在、県内の14市町と県が研究会を作りまして、そういった電子申請に向けての研究の検討を始めております。今年度においては、先行自治体のほうで野洲市の場合はオブザーバーで参加しておるわけなんんですけども、取組の検証とかを進めてまいられる予定となっておりますので、その辺の検討状況を参考とさせていただいた上で、おっしゃっていただいた転入手続、その場合はちょっと民間との絡みも出てまいりますけども、まずは行政手続の分野で活用可能な部分が妥当な業務が何なのかということを本市としても整理した中で、可能な範囲から取組が進めていけたらというふうには考えておりますので、現時点では、その研究会での検討結果を待ちたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

コロナ以前の生活様式、よく盛んに言われているんですけども、今後ますます私はコロナ禍をきっかけに、この社会の変革への機運というのは芽生えつつあるので、今後もまた対面というのがなかなか難しい状況にもなってくると思いますので、また私もまだまだ勉強不足な点がありますけども、こういう通信技術が活用できるそういうふうにしていけるように努力していきたいと思います。

次の質間に移りたいと思います。

難病なんです。難病の網膜色素変性症についてなんですけども、網膜色素変性症とは、国の指定難病の1つであります。網膜に異常が起こり、暗いところでも見えにくい夜盲や、視野が狭くなったり、視力が低下する遺伝性の病気であります。中でも夜盲は夕方に出歩けなくなり、日常生活が制限されることで患者さんが困っているわけですが、真っ暗の部屋で暗所視支援眼鏡MW10を装着すると、昼間のように明るく見えるようになります。熊本県の天草市で、昨年網膜色素変性症患者の支援へ全国初の取組がされました。患者さんたちが暗闇から解放され、患者さんに、ぜひこの眼鏡をかけてほしいと思うのですが、価格が約40万円と高額で、なかなか購入までには踏み切れないとの声もお聞きして、患者さんの負担を軽減するために、障がい者のための福祉用具として可能性はないのかを検討したところ、直接レンズを通して物を見るのではなく、高感度カメラで捉えた画像を目の前のディスプレーに投影したものを見ていることから、補装具には当たらず、日常生活用具給付等事業の手続を国に対して行ってはどうかとご意見をいただき、日常生活用具は3つの要件を満たす必要があります。夜盲で困っている方にこのMW10があれば、1つ目に普通の眼鏡と同様に、安全で、かつ簡単に使用することができ、2つ目に、就労の継続をより可能とするだけでなく、災害時の避難にも役立つなど、障がいによる困難を克服して自立に資するものと思われると。3つ目に、改良、開発に当たっては専門的な知識が必要で、まだ普及していないものであることから、3要件を満たしていると考えられます。

さらに、日常生活用具の用途についても、自立生活支援用具としても、情報、意思疎通支援用具としての使用できると思います。視聴覚障がい者が用いることができる補装具は、杖と義眼と眼鏡に限られ、他の障がいとは異なり、視覚障がい者に対する福祉用具は、長

きにわたり開発できずにいました。それがMW10の開発によって、夜盲症で困っている市民に明るい視野を提供できて、その方の生活の質を大きく改善できることは、視覚障がい者にとって大きな希望になると信じます。開発されたMW10を日常生活用具の給付対象として全国に広がりつつあります。

滋賀県においては、最新の情報では、今年3月末で270名の方が網膜色素変性症の難病指定を受けておられるとお聞きしております。野洲市においても、ぜひとも給付対象として認可してもらえないでしょうか、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、津村議員の2つ目のご質問、網膜色素変性症についてお答えをいたします。

暗所視支援眼鏡、某メーカーから発売をされておりますMW10という製品でございますが、この商品が網膜色素変性症を患っておられる方の生活の質の改善や、災害時の避難に役立つことから、日常生活用具の給付対象用具として認可できないかというご質問でございます。

まず、全国で当該用具を給付対象としている自治体につきましては、これはメーカーのホームページからの情報でございますけれども、議員ご指摘の天草市をはじめ、現在では全国で7自治体あるとのことでございました。

本市では、市内に網膜色素変性症により障害者手帳をお持ちの方が現在17名おられますけれども、今までに暗所視支援眼鏡に関する問合せ等はいただいていないことから、これまで特に日常生活用具の給付対象用具とする想定はしておりませんでした。

しかし、カタログ等に記載をされました当該眼鏡の機能や説明を確認した限りでは、これ現物を確認したわけではないので確定的な意見ではございませんけれども、議員がおっしゃるとおり、網膜色素変性症の方の日常生活において、一定の効果があるというふうに思慮するところでございます。

ただ、当該眼鏡につきましては、製品化からまだ2年しかたっておらず、まずは効能に対する評価が先行して、プラス面、マイナス面双方の評価が十分に出そろっていないのではないかということや、これは普通の眼鏡ではなくやはり電子機器でございますので、初期改良が今後加えられることなども想定をしているところでございます。今後当該製品については、そういうことから、使用実例などをもとに継続的に効果等を検証する中で、その必要性や有効性等について、既に認可をしている他の支援用具等とのバランスも見定

めながら、決して否定的な意味ではなく、よい意味で、もう少し時間をかけ、認可について慎重に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。認可されたところでは、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という形で、ご本人、患者さんは僅か数千円で購入できるというふうにお聞きしました。

ですから、もちろんこの眼鏡が、こういう眼鏡がありますよということを知らないでいると、当然、問合せはないと思いますので、またこういう本当に暗闇の中でもはっきり見えますよというそういう告知、普及というか、そういうことも、お知らせすることも実際に野洲市内におられるわけですから、必要ではないかと思いますけども、その辺どうでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） こういった暗所視支援眼鏡があるということを、当該障がいをお持ちの方にも周知をしていくということでございますけれども、市内17名ということでございますので、ホームページや広報を使っての周知というのはあまり現実的ではないかなとは思いますが、何らかの機会に、もし担当課の窓口へ来られた際とか、いろんなご相談があったときには、こういう製品があるよというのはご案内をしていくことは可能かなと思っております。ただ、たちまち現時点では支援対象となっておりませんので、何の補助も今のところはございませんがという前提でのご案内になるとは思いますが、それは可能だというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。ぜひとも、ぜひかけていただいたら、もう本当に喜ばれるのは間違いないと思いますので、また前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

最後の質間に移ります。避難所の3密対策についてでございます。

新型コロナ拡大の第2波が懸念される中、本格的な雨の季節を前に、豪雨災害などが発生した場合の避難所運営が懸案が浮上している状況にあります。

従来の避難所は、ウイルスが拡大しやすい密集、密接、密閉の3密の条件がそろってい

るためであります。

国は自治体に対策を促すほか、避難所の再点検に乗り出す方針であります。災害に備え、内閣府などは4月、避難所での新型コロナの感染拡大を防ぐため、都道府県に対し通知を出しました。避難者が分散できるよう、事前に定めた指定避難所以外にもホテルなどの宿泊施設を活用し、通常よりも可能な限り多くの避難所開設を求める内容であります。この点について、野洲市としての取組を伺います。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　津村議員のご質問にお答えする前に、1点ご報告があります。

先ほどマイナンバーの普及率、4月末で16%と申し上げ、交付率でございますけれども、5月末の数字が出てきましたので、5月末の時点では17.24%でございます。ちょっと伸びております。県下19市町のうち6番目の高さでございます。

それでは、戻りまして、お答えさせていただきます。

津村議員からの避難所開設に当たって、3密対策の市の取組についての1点目のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所に多数避難される場合は、避難者が密閉、密集、密接となり、飛沫感染や接触感染が非常に生じやすい環境となることが想定され、最悪の場合、集団感染の発生も考えられます。

そこで、現行の本市における避難所の最大収容人員は1万65人ですが、各避難所における避難所の受入れ人数をこの半数程度まですることにより、適切に避難所運営を行う予定です。

これに対して、防災上、最も考慮すべき地震である琵琶湖西岸断層地震が生じた場合でも、想定される避難所生活者は、野洲市全体で4,843人であり、全員の受入れは可能かと思っております。

併せて、当市におきましては指定避難所35か所以外に、緊急避難場所として提供していただくよう、民間企業等の11団体と災害応援協定を締結しており、あくまでも一時的なものではございますが、これらの活用による対応も可能と考えております。

したがいまして、現時点では、市では指定避難所、またはこの災害応援協定を結んでいるところ以外のところの宿泊施設等の活用は考えておりません。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君）　津村議員。

○ 7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問なんすけども、避難所内での十分な換気や、また発熱している人がいる場合の専用スペースの確保についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それは、津村議員の2点目、避難所における換気や発熱している人がいる場合の専用スペースの確保について、私のはうからお答えをさせていただきます。

野洲市におきましては、新型コロナ感染症対策を考慮した避難所対応につきまして、避難所運営マニュアルにある感染症予防対策をさらに充実をしていくために、現行のマニュアルに別立てで追加する形で、避難所運営の衛生面における安全確保策を3つのポイントに絞りまして、3つの密を避けること、飛沫、接触感染の防止対策を徹底すること、施設の利用時の動線と安全性を確認していくこととし、これらに基づいた9項目の運営上留意する事項を分かりやすくまとめさせていただいたところでございます。

この新型コロナの感染症防止のために、避難所の運営上留意すべき行動マニュアルといったしましては、まずは社会的距離を保つための十分な空間を確保した上で、定期的な換気を行うこと。また、原則扉の常時開放を心がけるようにというふうに位置づけをさせていただいております。

また、避難者の健康管理につきましては、必要に応じまして、学区単位で保健師の配置なども想定しております、原因不明の発熱者や体調不良者等の有症者が発生した場合につきましては、他の避難者と同じ空間での生活はリスクが高いことから、避難所に別室や、室内用簡易テントを設けるか、また別の避難所に移動していただくことなどを想定しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○ 7番（津村俊二君） ありがとうございます。昨日事務局を通じてメールをいただきまして、自治会等に周知する文書がありました、載っていましたけども、その距離ですね、いわゆるソーシャルディスタンスとか、身体的距離感というのはフィジカルディスタンスとか、報道では大体1メーターから2メーターとかいう文言というか、そういうふうに表示されているんですけども、その自治会に対してはその社会的距離とか、何かそういう表現だったと思うんですけども、そういう表現は具体的には何メーターとか、そういうのは

必要ではないでしょうかね。

○議長（岩井智恵子君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　一概に 1 人当たりどれぐらいの面積が必要か、距離が必要かというのは、なかなかいろんな意見がございますけれども、おおむね 2 メートルの間隔を空けるとしたときに、4 平方メートルぐらいかなと思っておりますけれども、その辺り、避難所によってそれぞれ部屋の大きさ、形等違いますので、それぞれに応じて判断をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君）　津村議員。

○7 番（津村俊二君）　分かりました。

では、最後の質問にさせていただきます。

防災・減災や災害復興に関わる 58 の学会で作る防災学術連携体は、5 月 1 日、感染症と自然災害の複合災害に備える緊急メッセージを発表しました。また、現状では感染リスクを考慮した避難が必要だとして、自宅のほか、友人、知人宅を自主避難所として決めておくことや、公的避難所を利用する住民の数を自治会などが事前に把握して、自治体側に伝えておくことなどを提案しております。米田雅子代表幹事は、3 密を避けるには、公的避難所以外に自分の避難所を見つけておくことが大事と言われております。そして、分散避難を心がけてほしいと強調されております。この点について見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　3 点目の分散避難についてのご質問にお答えさせていただきます。

個人で安全な公的避難所以外の避難先を確保されること自体は、市として特に申し上げることはございませんが、1 点目でも申し上げましたとおり、市が用意する各指定避難所では、受入れ人数での対応や、密集を避けた居住空間を確保し、指定避難所における 3 つの密を避けるとともに、学区単位で保健師を派遣することで、避難される方々が安心して避難いただけるよう、新型コロナウイルス感染症等の対策を考慮した適切な避難所運営を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君）　津村議員。

○7 番（津村俊二君）　ありがとうございます。

最後に、この避難所の例えは点検というんですかね、例えばコミセンとか、そういうところの点検状況とか、そういうのもまたこれから今後実施されるかどうかというのを、もししあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　コミセン、小学校とか中学校は、今年度はちょっとあまり人と会うのはよくないということで文書でのやり取りになりましたが、例年でしたら、直接危機管理課の職員が小学校、中学校に寄せていただいて、お話を聞かせてもらって、状況を確認するということはしております。今年度に限っては、今ちょっと人と会うのはよくないということで、文書でのやり取りになっております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　津村議員。

○7番（津村俊二君）　最後の質問で、すみません。

毎年避難訓練、防災センター、消防署のところを使ったりして、自治会長さんとかをお呼びしてされている。そういう訓練は、また自治会でもそれを受け、防災リーダーですか、そういう研修を受けた人が自治会でやるとか、そういうことは今年はどのような方向になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　毎年自治会のリーダー研修を行っているところでございます。毎年2回ほどやっておるんですが、今年5月の予定のものは、今回の状況で中止させていただきました。

次回、7月に現時点では予定しております。7月12日に予定しております。それで、自治会のほうからも一遍欠員になった回数についてという要望もあるところなんですが、これは今後の第2波、第3波のこととも考え合わせて、もしできる状況ならしたいとは思っておりますけれども、そこがちょっと不明確な部分もございます。たちまち現時点では、これ以上また感染が広がったりすると話は別ですけれども、現時点では7月には1回開催させていただく予定にしております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　津村議員。

○7番（津村俊二君）　分かりました。

以上で終わります。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第5号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

まず最初に、コロナでお亡くなりになられた方の冥福と、そして入院されている方等への一日も早い社会復帰を願うものです。

それでは、1つ目の質問に入ります。

コロナによる影響と暮らしへの対応について、1つ目質問します。

新型コロナウイルスの影響による暮らしや経済は深刻な打撃を受けています。4月から緊急事態宣言も、そして現在全ての都道府県で解除となりましたけれども、飲食店や観光産業のバス、タクシー業界をはじめとして、大学生のアルバイトや、ウーバーイーツまで波及しています。滋賀県内でも、大津市のロイヤルオークリゾートは事業を停止し、自己破産を申請、また、半導体の製造メーカー、ルネサスエレクトロニクス滋賀工場が光半導体から撤退し、閉鎖することが新聞に報道されましたが、野洲市から多くの労働者が通勤されています。

こうした中で、本市ではコロナ感染で影響を受ける小規模事業者に10万円の賃貸料支援や、児童扶養手当または修学援助費受給者に対する生活支援緊急給付金で、市民の暮らしを支えるための支援をされていること、また、国の国民1人一律10万円の特別定額給付金の申請書を当初の日程より早く送付されたことに対して、職員の皆さんに感謝を申し上げます。

そこでお尋ねします。

特別定額給付金申請書の送付に当たって、独り暮らしの高齢者や施設に入所されている方、入院されている方への通知はどのようにされるのか、また連絡がつかない方はおられないのかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、東郷正明議員のコロナによる影響と暮らしへの対応の1つ目の、特別定額給付金申請書の送付についてのご質問にお答えいたします。

議員が例として挙げられたような方々を含めまして、申請書が現在出されていない方々に対しましては、今後広報等で周知を行うとともに、健康福祉部など関係部局と連携した上で調査を行うなど、申請がなされるよう対応してまいりたいと考えております。また、宛所不明で返送してきた分につきましては、一定調査を行っておるところでございますが、なお不明なものが現時点で30件程度ございます。引き続き申請書類がお届けできる

ように、調査を継続して実施してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 明日、12日金曜日に振り込まれると、ほぼ9割の世帯に振り込まれることになります。先ほど言われた高齢者や、あるいはまた、30人不明の方など、残りの1割の方があると思うんですけども、市民の中には自分で申請できなくて、困っている市民もおられると思います。こうした人たちに対して、どうサポートしていくのかが行政の役割であると思うんですけども、残りの1割の人への対応をお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 東郷正明議員の再度の質問にお答えします。

議員おっしゃっていただきましたように、今日時点での支給事務をもちまして、約9割の方に支給できる状況になっておりますので、単純に件数で換算しますと、約1,700件ほどまだ申請いただいていない状況になっておる状況かと考えております。

今後につきましては、これまで提出されました方々への支給を優先して取組を進めてまいりましたので、議員がおっしゃっていただいた、まあいったら申請に、手続に不慣れな方、あるいは手続自体の申請書が届いてない方もあるかと思いますので、先ほど申しましたように、関係部局との連携した中での啓発等でお声がけいただけるありますとか、また、広報する中で、市の担当のほうへご連絡いただく中で、そういった申請手続、当然申請窓口につきましては市役所のほうに設けさせていただいているので、お問い合わせいただければ、そういったご相談には丁寧に説明させていただくつもりではおりますので、そういった対応をもって、なるべく期限とされております3か月以内には、ほぼ全ての方に申請いただけるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 残り、未申請の人が1,700件、またこうしたことを先ほども言われたように広報とか健康福祉課、こうした人たちとも一緒に連携して申請して、本来給付されるべき人が給付されないようなことがないように、しっかりと対応をお願いしておきます。

2番目に行きます。

企業の業績悪化や休業で、雇用に影響を及ぼしている中で、新型コロナ感染症の影響に

伴う特例で、雇用調整助成金を4月1日から6月30日の緊急期間中に限り受け付けられていますが、滋賀労働局が受け付けた雇用調整助成金に関する相談が、5月25日現在で7,029件、受け付けられた申請件数は276件で、そのうち150件が支給の決定済みということです。申請から支給まで1か月ぐらいかかるため、事業主が給料を支払えず、雇用調整助成金の申請をせずに、非正規労働者が解雇されている等のケースも発生しています。

野洲市では、ハローワークも市役所内にあり、就労支援や生活相談もしていますけれども、自肃や休業で雇用環境が悪化する中、雇用に関する相談や生活相談の状況はどのような相談が来ているのか、また増えているのかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　2点目の雇用に関する相談や生活相談の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

野洲市では、市民生活相談課において生活困窮者自立支援事業を実施するほか、滋賀労働局と協定を締結し、就労支援と生活支援を一体的に実施するやすワークを市役所内に設置しています。令和2年4月から5月末までの実績につきましては、新規相談実人数は119名でございます。昨年度同時期は48名でございますので、2.48倍の増加なんですが、昨年度時期48人で、今年の119人のうち、一般の方は47名、差の72人ほど増えた人がほぼコロナ関連ということです。そのうち、やすワークについては45人が利用され、15人が就労決定しました。

この72人の相談なんですけれども、うち65人は就労等を含めた相談支援を実施しています。主な相談内容といたしましては、新型コロナウイルスの影響で仕事を解雇された、生活費がなく家賃、税金が払えない、3月末から仕事が自宅待機になっているが、休業手当がもらえず、転職したい、住宅ローンも含め債務がある、その上、コロナの影響で収入がゼロになり、仕事の再開めども立たず、このままで暮らしていくなど、雇用に関する相談は56件になっています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君）　東郷正明議員。

○15番（東郷正明君）　県の相談でも、2,029人の相談があって、276人が受け付けられたということで、相談件数の約40%ぐらいが申請されているんですけども、この野洲市の状況もさっき言われたように、相談件数が昨年同時期より2.8倍に増えてい

ると、そういうことです、雇用調整助成金は最終的には滋賀労働局が申請を受けているんですけども、申請件数から見ると、やっぱり支給決定が決まった事業数が本当に少ないし、またこういったことに県や国に対して早急な対応を求めていくことが大事だと思うんです。また、緊急事態宣言を出して、自粛や休業が要請されたんですが、自粛や休業に対する補償が十分ではなく、雇い止めで職を失っている人も出ています。大津のルネサスでは光半導体部門が閉鎖されるため、350人が配転や新しい職を探すことになります。

このような暮らしの環境の中で、収入が減って、本当に暮らしが大変な状況になっているんですけども、こうした状況の中で、市としてのさらなる支援策というのは何かおありなのかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　市のほうでは、既に3つの支援策、併せて今回の補正で認めていただいた大学生の支援策というものを行っているところでございます。

今後につきましては、今後の経済状況、または国の交付金の状況、また国の生活困窮者支援に対する動向等を見極めて、必要であれば、また新たな策を検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君）　東郷正明議員。

○15番（東郷正明君）　こうした環境で、今回のようなことには国の応援が絶対必要なので、特に野洲市では生活相談課も1階のほうで、全国的に有名で、ちゃんとやっておられるので、そうした部門を通じて暮らしの応援をしていただきたいとお願いをしておきます。

次行きます。

来年4月の新卒採用の予定を控える企業もあります。新型コロナ感染症拡大で就職活動もオンラインでの面接などが行われていますが、企業が採用を控えることで、再び就職氷河期が来るのではと不安を感じている学生もいます。市内の企業の新卒採用の動きは、情報として把握されているのかお伺いします。

○議長（岩井智恵子君）　武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了惠君）　3点目の市内の企業の新卒採用の情報を把握しているかについてでございますが、市内の企業の新卒採用の動きにつきましては、企業からの情報が全て公開をされていませんので、市として把握できるものではございません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） こういう情報はなかなか入ってこないんですけども、ハローワークとかいろんなところでも番号で管理されておると企業名も分からんし、そういう状況があります。新卒者の就職先、市内あるいは市外、県内ということもあるんですけども、特に観光業界、JTBやHIS、またホテルなどの観光産業が一旦は採用を計画しておられたんですけども、今見直しを検討しているというところが大変増えています。これでは、これまで雇用環境は本当に学生側に有利とされていたんですが、新型コロナの影響で、その様相が大きく変わりました。来年の新卒採用を企業が控えれば、就職も困難になります。緊急事態宣言を国が出たんですけども、その自粛や休業に対する補償が十分ではないために、経済対策が今後手後手になっていきます。国に対して、安定した雇用対策を求めていくことが大事だと思いますが、どのようにお考えか、答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 雇用対策というご質問でございますが、一番最初申し上げましたとおり、庁舎内にハローワークを設置して、当然連携して雇用を行っておるところでございます。それが一種の雇用対策ということでございます。それ以上のことは、もう市町村のレベルではなくて、どちらかといったら国のレベルではないかと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 国のレベル、確かに大きな対策を国がしっかりやっていくことが求められていますので、その国に対して、今後働く人たちの環境が1つでも増えていくよう、そういうことをまた求めていただきたいと思うんですけども、再度、すみませんが、お願ひします。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 質問の語尾がちょっとよく聞き取れなかつたので。

○15番（東郷正明君） 国に対して積極的に若い人たちを採用していくように、コロナで大変なんですけども、それをできるように国が企業を応援して、そしてまた若者が働くような社会をつくってほしいということを願うものですから、そういうことを国や県に求めていただきたいと思うんですけども。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） もちろん、機会があれば訴えていきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） よろしくお願ひします。

自治体の雇用労働政策として、生活困窮者支援や障がい者支援など、福祉的観点からの検討がますます重要となってくる。アフターコロナに求められる変化に対応し、就労支援や職業能力開発の事務事業の見直しが求められてきます。どのように進めていくのかをお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 4点目のアフターコロナに求められる変化に対応した就労支援や、職業能力開発の事務事業の見直しの進め方についてのご質問にお答えします。

緊急事態宣言の発令による外出自粛を受け、企業等ではテレワーク等の在宅勤務が多くなりましたが、今後もこうしたテレワークをはじめとしたオンライン化等の多様な働き方に移行していく可能性があります。

そこで、就労支援においてもこうした変化に対応できるよう、生活困窮者や障がいの方々の多様な働き方を踏まえ、ハローワークと連携を図り、オンライン化に対応できる職業訓練受講の活用や、地域の事業者に理解を求めるなど、就労環境の整備を推進する必要があると考えます。

併せて、先ほど説明しましたやすワーク等の就労支援において3密を避けるなど、新型コロナウイルス感染症防止対策を図る予定になっております。

なお、職業能力開発の事務事業の見直しにつきましては、市の所管ではなく国の所管の事務となりますので、お答えは控えさせていただきます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） さきに答弁で述べられましたように、テレワークやオンライン作業がこれからは増えていきますし、また障がい者なども体で力を加える仕事ができなくとも、パソコンなどが得意な人もいます。そういう分野での就労支援のほうも、またよろしくお願ひをしておきます。

次の2つ目の質問に入ります。

中主小学校旧館校舎大規模改善工事の一時中断後の見通しについてお尋ねします。

「朝日匂う三上山夕映えの比良」で始まるのは、私にとって思い出がたくさんある中主

小学校の校歌です。その中主小学校で、現在進められていました中主小学校旧館校舎の大規模修繕工事の工事監理業務委託業者から、内装改修工事準備のための撤去工事の中で、天井、はり等にひび割れ、打設不良が多数発見されたことにより、工事の一時中断の話が5月20日にありました。

この中主小学校は、昭和32年に旧館校舎が開校されたものですが、これまでに平成2年に大規模改修工事、平成10年には耐震補強工事、平成20年には既存トイレの大規模工事も行われてきました。平成29年に、今回の中主小学校校舎増築大規模改修工事に向けて、基本設計業務並びに耐力度調査が実施される等の流れの中で、今回の大規模改修工事の内装関係撤去工事が進められていました。昭和32年ですから、築63年となります。平成29年に行われた耐力度調査の結果は、1万点中4,500点以下なら建て替えということでしたが、4,930点あったことにより、430点基準を上回っていたので、既存の建物を改修するとして今現在に至っています。

そこでお尋ねします。

今回の耐力度調査では、基準値を430点上回っていたが、結果として、今回不具合が見つかったことで、4,500点以下であったことが想定できるのではないかと思います。なぜ当時この部分が発見できなかったのか、今後の検証が必要ではないかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 東郷正明議員の、前回の耐力度調査で不具合が発見できなかったことについてにお答えをいたします。

平成29年度の耐力度調査に当たっては、文部科学省から示されている調査実施要領などに基づき、有資格者である一級建築士により構造耐力、保存度、外力条件の項目について、評点で耐力度を算出しています。この評点を算出するに当たって、建物が当初から健全に建てられていることを前提にしています。

現場における調査項目は、コンクリートコア採取12か所、コンクリートをはつての鉄筋及びひび割れ調査で12か所、建物全体の沈下具合での計測調査で、これらの現場調査の結果並びに当初建築されていた仕様や耐震補強の資料に基づいて耐力度を算出しており、内装等を全面的に取り除き、構造体を露出して調査をすることは求められていないことから発見できなかったと考えられます。

今回の不良箇所は想定外のことであり、結果的に内装などの撤去工事工程中に判明した

もので、耐力度調査は制度に基づき適切に行われたと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 当時、文科省の調査要領で点検された、そこは法定に沿って行われたということです。しかし、現実、ここで不具合が見つかった。これはやっぱりその調査要領でやられたんだから、そこは当時は点検としてはクリアできているのかなとは思うんですけども、やっぱりその文科省の基準、点検要領の基準そのものがちょっと合わへんのと違うかなと思う。例えばこれ、この建物は過去にも大規模改修が行われているし、そのときの点検は今回のような何かそういう中とか、分からへんというのか、そこは分かりますか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） すみません、過去に行われた大規模改修についてなんですが、その当時の職員等にできるだけなんですかとも聞き取り調査などをしたのですが、そういうことは分からなかつたし、ちょっともう30年以上たっておりますので、記憶のほうも曖昧であるようござります。

それと、先ほど申し上げましたように、文部科学省の耐力度調査でございますけれども、これは耐震調査と違いまして、補助金を交付するための計算式でございまして、平成19年に5,000点から4,500点に変えられたということでございます。この判断につきましては、文部科学省のほうから、最近のいわゆる耐震技術等が進んできたので、貴重な財源を有効活用するために4,500点にしたのだというお答えをいただいておりますので、もし平成19年の改定がなければ、危険改築ということで、私どもも建て替えを望んでおりましたので、建て替えられたものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 文科省の基準度によって、市としては問題はないかと思います。そうやけど、今回不具合が出てきたということは、何らかの検証をやっぱりしていかなければ、検証することによって、また今後も生かしていくかと思います。結果として、今回不具合ということですから、今後どうなるのか。建て替えとか改築、検証することで、今後の学校建設に生かすことができると思うんですけども、いずれにしても子どもたちの学び舎ですから、学校が安心して学べる校舎にしていかなければなりません。そのため

にも、保護者や学校の役員、また専門の建築家等の声をしっかりと集約していただいて、市民の願いに応えられる学校にしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 議員の3番の質問にも関わってくることなのですから、今後調査をいたしますので、その調査結果に基づきまして、どういうふうに学校をしていくのかと、どのように建て替えていくのかということが決まってまいりますので、そういうことが確定した時点で、改めまして地元、学校、教員、できるだけ多くの方にご説明をする場を設けていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） これからいろいろな方と検証とかされまして、学校、目指していく、どうなるか分かりませんけども、その都度また情報等も議員のほうにもいただきますよう、またよろしくお願いします。

次に、前回、森野設計事務所へ耐力度調査を委託されたんですが、その場合、市町村の施設担当者を調査者とし、県の教育委員会の技術吏員を確認者として、設計事務所の耐力度調査結果を現地で照合されたと思いますが、そのときは何の疑問もなく基準値の4, 500点以上で耐力度調査が合格となったのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 耐力度調査の結果は滋賀県教育委員会に送付をしておりますが、調査結果が補助採択基準の4, 500点以上、4, 930点でありましたことから、滋賀県教育委員会の技術吏員の内容聴取は行われませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 先ほどもそうした件、答弁されました。特に3階の天井の高いところとかコンクリートの奥等、見えない、目視確認できない場所があったと思うんですけども、そこら辺がどうなんやということを考えられなかつたのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） どうなんやろうということなんですけども、めくってみないことには、ちょっと分からぬ箇所でありますし、点検口等でのぞくということもあるん

ですけども、非常に暗うございます。議員は中主小学校のご卒業ということで、よくご存じかと思うんですけども、旧館は特に、私、文化財の職員なんですけども、文化財的な価値から見ても非常に美しい内装仕上げでありまして、土壁の上にモルタルをこてで塗る、非常に現在の技術ではもうほとんどおりませんで、重要文化財等を修理するような方でないとできないような工事になっておりまして、非常に立派でございます。逆に、昭和32年でございますので、点検等の観念も弱かったということで、非常に中が見えにくかったということで、発見ができなかつたということだと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） あの小学校は、ヴォーリズ建築のあれを受け継いで、確かに貴重なものです。3階とか、特に高い天井のところ、見えないところもあるんですけども、一度大規模改修をやったときに、昔だったら点検口とかなかったかと思うんですけども、天井とか床下とか、例えばパイプ室とか、必ず点検できるようにはなっているとは思うんですけども、大規模改修したら建物何平米以上改築したときには、そういうところ、古い建物はなってなかつたとしても、そういう基準に造らなあかんというふうになっていると思うんですけども、ここもいろんな設備とか点検して、床の下に潜ったりやっていたものですから、結果としてこういう点数になったことは致し方がないと思うんですけども、今後安心して学べる学校にしていただきたいということを伝えておきます。

それでは次、耐力度に問題箇所があつたことにより今後の調査が必要となります、いつ、どのような対応されるのか、今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 今後の調査などの対応の見通しについてお答えをいたします。

工事監理者、構造設計1級建築士において、今回判明した不良箇所の目視点検や範囲、幅などを計測して調査報告書を作成し、平成29年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、耐力度調査の修正を6月中旬を目途に完了し、4,500点を下回った場合は速やかに予算を流用して、解体設計に着手をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 6月中旬に出るということで、また素早く対応のほう、よろしくお願いします。当初のスケジュールが遅れるのは致し方がないんですが、旧館校舎の工

事が終わるまでは、子どもたちは仮設校舎での授業を余儀なくされます。夏の暑い時期や冬の寒い時期への対応についてお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 仮設校舎での授業に関しまして、ちょっと質問通告がなかつたので、ちょっと急で申し訳ないんですけども、仮設校舎といえども、昔のプレハブ校舎とは一線を画しております。断熱材も入っております。ただ、暑くなるのは防げないと。しかし、クーラー等しっかり完備しておりますので、通常の授業には支障がない範囲で学習環境は確保できるものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しっかりと寒さ、暑さに耐えられる快適な環境の中で授業を進めたいだと思います。

学校再開に向けて、これは中主小学校だけの問題ではありませんが、新型コロナで密閉、密集、密接の3密を避けていくことが求められています。こうした状況で、学校の教室の机の配置も工夫が必要になってきます。これまで教室が狭いということがあったが、机等の間隔を広げると、ますます教室が狭くなり、物理的距離を確保できないのではないかと思います。将来的には、20人以下の少人数学級を進めて、より行き届いた教育がアフターコロナへの教育の在り方と考えますが、見解を求めるところです。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷正明議員の4点目、アフターコロナの教育の在り方についてお答えしたいと思います。

東郷議員のおっしゃるとおり、20人学級などの少人数学級の実現は、感染症対策のみならず、子どもたちへのきめ細かな教育、教職員の多忙解消のためにも有効と考えております。野洲市教育委員会としましても、引き続き国、県に対して、教職員定数の改善や学級定数の引下げを求めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 当面教室での3密を防ぐため、教室内の人数を通常の半分以下を目指していくことも必要となるかと考えます。そのためには、抜本的に人的、物理的準備を行うことが必要となります。必要な教室の確保や学習指導員、ICTアドバイザー等、

教職員の確保を行うことが求められます。

さっきも言われたように、国、県に要望していくということで、しっかり対応を求めていただきたいとお願いしまして、質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 異議なしと認め、よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明12日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでございました。（午後3時32分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年6月11日

野洲市議会議長 岩井智恵子

署名議員 荒川泰宏

署名議員 立入三千男